

総務常任委員会要点記録

日 時： 令和4年12月12日（月）
午前10時01分～午後2時23分
場 所： 議場

出席委員 (7人)	委員長	渡 辺 しんじ	副委員長	藤 條 たかゆき
	委員	橋 本 由美子	委員	いぢち 恭 子
	委員	池 田 けい子	委員	折 戸 小夜子
	委員	いじま 文 彦		

出席説明員	企画政策部長	鈴 木 誠	施設政策担当部長	榎 本 憲志郎
	企 画 課 長	小 形 雄一郎	資産活用担当課長	内 田 直 人
	広報担当課長	尾 崎 ゆかり	財 政 課 長	赤 松 勝 也
	総 務 部 長	藤 浪 裕 永	総務契約課長	櫻 田 芳 恵
	人 事 課 長	森 合 正 人	文書法制課長	岩 田 具 嗣
	防災安全課長	城 所 学		
	市民経済部長	磯 貝 浩 二	納 税 課 長	渡 邊 淳 二
	経済観光課長	渡 邊 哲 也	観光担当課長	三 浦 博 幸
	保健医療政策担当部長	伊 藤 重 夫		
	会計管理者(兼)	高 階 靖 哲		
	会 計 課 長			
	統括指導主事	高 橋 篤		
	選挙管理委員会事務局長	武 村 力		

案 件

件 名	結 果
1 4 郵送陳情第3号 市役所本庁舎の移転に関する陳情	継続審査
2 第100号議案 多摩市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3 第99号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
4 第105号議案 多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
5 第104号議案 多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
6 所管事務調査 市民が望む庁舎建て替えについて	継続調査
7 特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 (仮称) 第六次多摩市総合計画の検討状況について	企画課
2 多摩市役所本庁舎建替基本構想の策定に係る進捗状況について	行政管理課
3 豊ヶ丘複合施設整備方針共同検討会の検討状況について	行政管理課
4 学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて	行政管理課 健康推進課
5 公式ホームページのリニューアル後のトップページについて	秘書広報課
6 令和3年度財務書類について	財政課
7 地方創生臨時交付金の実績報告（令和2年度・令和3年度）について	財政課
8 指定金融機関が行う本庁舎1階公金収納窓口業務の経費負担について	財政課 会計課
9 単品スライド条項の対応について	総務契約課
10 令和5年度の多摩市公契約条例における労務報酬下限額等について	総務契約課
11 「新型コロナウイルス感染症対策記録」について	防災安全課

12	新型コロナウイルス感染症への取組状況（令和4年11月現在）	課税課 納税課 市民課 経済観光課
13	口座振替キャンペーンの効果検証およびキャッシュレス納付の推進に向けて	納税課
14	「多摩センターの将来のビジョンを描く」進捗状況報告	経済観光課 都市計画課 道路交通課 公園緑地課
15	「キャッシュレスでGO!GO!多摩」キャンペーン第1弾から第5弾までの実施結果について	経済観光課
16	特定生産緑地の指定について	課税課 経済観光課 都市計画課

総務常任委員会

令和4年12月12日（月）

午前10時01分 開会

渡辺委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、4 郵送陳情第3号 市役所本庁舎の移転に関する陳情を議題とする。本件は継続案件である。

なお、4 郵送陳情第3号については署名の追加があったので、事務局より報告させる。

山本議会事務局次長 4 郵送陳情第3号について、これまでの署名は735名だった。本日までに追加の提出が20名あった。合計して755名である。

渡辺委員長 本件については、令和4年6月21日の本委員会において、建て替えの場所については結論を出す時期ではなく、今後多くの市民意見を聞く段階を踏んでいくべきとの理由で継続審査とした。

また、9月12日の継続審査においても、引き続き市は市民意見を聞いている段階である状況を鑑み、当委員会としても、現時点では結論を出す段階ではないとの理由で継続審査とした。現在市は、市庁舎の建て替え場所について考え方を示した基本構想素案を公開し、素案に対する市民意見を聴取するため、12月15日までパブリックコメントを実施しているところである。

以上のことから、現在の状況は9月の時点と同様であり、引き続き継続審査にしたいと思うが、よろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 ご異議なしと認める。よって本件は継続審査とする。

この際、日程第2、第100号議案 多摩市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

藤浪総務部長 第100号議案 多摩市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてである。本案は、国のデジタル社会の形成を図るための関係法律

の整備に関する法律により改正された個人情報の保護に関する法律に基づき、多摩市個人情報保護条例の一部改正を行うものである。概要について文書法制課長から説明申し上げる。

岩田文書法制課長 では、第100号議案 多摩市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について説明する。資料はサイドボックスに上げてある。

まず最初の資料の一番、改正の概要についてである。改めて、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が昨年5月に公布された。この中で、個人情報の保護に関する法律が改正されている。この法律改正の全体像については、資料の4にあるので見ていただければと思う。

こちらの資料の4番の2ページ目になる。こちら以前もお示した表になるが、イラストがあり、左側の「現行」と書いてあるイラスト、こちらの右側が各地方公共団体になる。これまで各地方公共団体は条例により運用されていた。今後は見直し後という右のイラストになり、新個人情報保護法に統一されるという形になる。この法改正に対応するために、今回条例改正となった。

また第100号議案の資料に戻ってきて、2番になる。多摩市情報公開個人情報保護運営審議会の答申になる。本年の10月6日に審議会から答申をいただいた。内容については、資料の1のとおりとなっている。この内容に基づいて、これまで検討してきた改正案との整合性などを取りつつ、最終的な改正案とした。答申の基本的な考え方については、改正法の規定に移行した項目については精査して削除すること、また地方公共団体が定めるべき項目とされたものに関し、その必要性について意見を述べるというものである。なお名称については、多摩市個人情報保護条例の名称を維持することが適切との答申を得ている。各項目については、重複するのの後ほど改正のポイントのところで説明する。

次に、3のパブリックコメントの実施結果についてである。それは資料2にまとめている。本年9月12日から30日まで意見提出を受け付けた。

その結果、お一人の方から1件のご意見をいただいた。資料2にあるように、自己情報コントロール権を前提にしてほしい、名称を個人情報保護条例にしてほしい、審議会を実効ある監視ができる組織としてほしい、本

人収集の原則を定めてほしい、オンライン結合のリスクを最小化してほしい、個人情報保護の水準を下がらないようにしてほしいというものである。これらに対する回答を記載しているが、この中で審議会については、監視機関ではなく個人情報保護の運用等について専門的知見に基づくご意見をお伺いする組織であるので、その旨記載している。また本人収集の原則を定めることについては、個人情報保護法に抵触してしまうので、条例では規定できないとしている。

次に、4番の条例改正のポイント、改正の内容各ポイントになる。まず1番目、基本原則として挙げているものである。法と条例を比較し、法に規定してある項目については条例では記載しないこととしている。条例で定めるものとしては、法の規定で地方公共団体が条例で定めることとされているもの、例えば開示請求の手数料決定機関等になるが、あと市として判断で記載するもの、個人情報ファイル簿や審議会関係になる。それらについて審議会としての意見を述べているという形になる。

次に、(2)の個人情報ファイル簿になる。千人以上のファイル簿は法で作成が義務づけられている。一方、千人未満のファイルについては任意であるが、多摩市としては、各所管課が保有する個人情報の把握のために作成する。ただし、少数のファイルについては個人を特定する可能性が高いので留意するよという国からの注意がある。その見解を受けて非公表とする。

次に、(3)開示請求の手数料である。国は1件300円の手数料を取っている。多摩市は現在、申請手数料については無料としている。こちらについては、請求者の請求のしやすさを考慮し、現行どおり申請手数料は無料とする。なお交付時に紙などでお渡しする場合であるが、これは実費として費用をいただいているので、そこは継続して費用をいただく。

次に、(4)開示請求の決定機関になる。国では開示請求は30日、訂正・利用停止は90日となっているが、こちらも現在多摩市ではそれぞれ14日と21日に設定しているので、請求者に有利な現行の期間設定を継続する。

次に、(5)審議会についてである。法では審議会は任意の設置となって

いる。多摩市では、継続して設置することとする。これまでのように個別の事業についての諮問はできないが、今後の運用ルールなどを諮問することに加え、市議会からの諮問、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の提出提供についての諮問をする。専門的知見についてのご意見をいただき、個人情報保護の水準を下げないように維持することに努めたいと思う。

最後に、条例改正することで影響を受ける関連条例について、条例改正文の附則で改正あるいは廃止の手続を行う。

渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

 これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員 9月議会の一般質問を通して何点か聞いているので重複しないようにお聞きしたいと思う。今ご説明のあった5番の個人情報保護運営審議会が残ったことについては一定の評価をしたいと思うが、例えば今までだったら子どもさんにお金を支給する等いろいろ個人情報が必要なときに、運営審議会にこういうことで出したい、会社はこうでという形のご相談をし、きちんと運営審議会に諮るということがあったが、それは法があり上が決めていることだからという形でかなり割愛されてしまうが、この辺について国からの指示が今回非常に強かったのでそれに従うということが基準になっているかと思うが、市としてはどのように考えておられるのかをまずお聞きしたいと思う。

岩田文書法制課長 審議会については、先ほど申したように委任規定という形で残さないこともできるが、全体の運用ルールについて専門的ご意見を伺うことが必要だということで残している。個別の諮問ができないという形に関しては、安全管理措置を法律で定めてそれに従うという形、それを市で組織として安全管理措置を行った上で行うという基本的な考え方があるので、そちらに従って市で組織として安全管理措置をしっかりとやるという形で運用していきたいと思う。全体の運用ルールについては審議会に諮問ができるので、こういう全体のルールにしたいがよろしいだろうかという諮問はする予定である。

橋本委員 確かに法の中でという形については何度もお聞きしている。今の説明を

聞いても、市民の方が3人入り、そのほかに専門の知識を持っている方で構成されているが、どのような形で専門的な知見に基づく意見を聞き、聞いたらどのように反映することができるのかが今までと違ってなかなか見えてこない。その辺の今後の進め方について伺う。

岩田文書法制課長 例えば先ほど言われたお子さんの情報を渡してよいのか、個別の事業については聞くことができない。ただし、渡すに際して個別ではなく市としてこのようなルール、やり方でやってよろしいだろうかという形での諮問はできるので、それを確認できるような諮問をしたいと思っている。

橋本委員 今回の場合、昨年に法律が制定され、すぐに個人情報保護委員会事務局から自治体に対し条例のイメージが示されているかと思う。基本は当市と名前が違い、個人情報保護法施行条例というのが示された名前である。調べてみると日野市も稲城市もそういう名前になっており、私はそういう形にすべきでないと昨年来申し上げてきて、結果としては保護条例の一部改正で「保護条例」という名前が残ったが、この辺のところについて今回ほど国が決定的にこうしろ、ああしろ、法にあるから条例に書いてはいけないということまで指導しているのはなかなかないと思う。個人情報の保護で今まで普通に個人の情報を守るという視点で来たことが大きく変わってきたかと思うが、その辺について多摩市としてはどのように受け止め、特に「個人情報保護条例」にしたその考え方などもお聞かせ願う。

岩田文書法制課長 個人情報保護条例という名称を継続するという形については、国の条例の条文イメージがあり、そこには本当に法の施行条例、法を動かすためだけの条文しかほぼ記載されていないという状況にある。ただし、条文案の目的規定の中に「基本的人権の擁護」、「市政に反映する」というような文言を残したように、多摩市としては個人情報保護の水準を審議会も残して維持していくという基本的な考え方があるので、この名称とした。委員がご指摘のように、ほかの市はほぼ法施行条例という名前でやっている。多摩市については、個人情報保護条例というものを残す。この名前がどうかという形であるが、これは個人情報保護委員会にも既に提示しており、名前については条例の本体をきちんと表していればよいという形でご回答を得ている。

橋本委員

審議会でもそういう名前にしたらどうかという形で答申が出ているということであるが、もう1点、もともと法がこのようになってきたのは匿名加工情報という形で、私たちの様々な情報も、名前はつけないがいわゆる民間と共有することができる方向に大きくかじを切ったということがそもそも今回の大きなデジタル庁設置の目的でもあり、国の大きな流れだと思う。その自治体によって違うと思うが、多摩市は特にまだ匿名加工情報に関し不開示情報の追加ということは、入っていないかと思うが、今後の動きについて市としてはどう考えておられるのかを伺う。

岩田文書法制課長 今回の個人情報保護法については、デジタル社会の形成の関係法律の中で改正されているのを見ても、ある程度データの利活用という形を考えているというのはあると思う。匿名加工情報については、その流れであるものなので、これは過去の行政機関の個人情報保護法の中にもあったが、それを継続している形になる。ここで新しく新個人情報保護法に移るに当たって、かなり専門的な知識が必要な事業であるので、都道府県と政令指定都市にのみ義務づけして、ほかの自治体は任意であるという形になっている。過去にも1件だけ実例があり、銀行のAIローン審査に関するものが認められて実際提供されているものがある。そのような形で、実際の事業をするにもかなりの、ハードルがちょっと高いということもあり、法律で各都道府県と政令指定都市だけという形になっている。

今後については、多摩市で今は予定されていない。ただし、ないとは言えないが、その場合には条例改正が必要であるので、きちんと議会にもお示した上で、方法とか、項目を示した上で、ご承認いただくことになる。当然その前に審議会にかけるという形になる。

橋本委員

最後にするが、パブリックコメントでお一人の方から意見が出されて、私もそのお聞きになりたい気持ちは共有できる。ただ、一番上位にDX（デジタルトランスフォーメーション）がごく当たり前の流れの中では、本当に個人の持つ情報、一人ひとりに関わる情報を大切にするという精神は、これ自治体として絶対に欠かせないことだと思うが、今後も様々な動きがある中で、その辺に対して市としてどんな考えを持って対応していくのか、最後にお聞きする。

岩田文書法制課長 今回この条例改正に当たり、国で言われている法の施行条例という形にはしないで、個人情報保護条例という名称を継続した。これに見られるように多摩市としては、今後も基本的人権の尊重等、目的規定を順守しながら個人情報保護については確実に保護するような形でしていきたいと思う。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

橋本委員 第100号議案について、可決の立場で討論させていただく。

いろいろ思いはある。だが、上位法があり、多摩市の中で一定の工夫がされる中でこの条例提案がされたことについては評価もしていきたいと思う。ただ、国の動きである、デジタル化を利用してあらゆるデータを集積しながら、行政が持つ膨大な個人情報を企業などが利活用するということはこれからの社会で必要だという、その一部は認めるものの、その中で、最大の問題は個人情報の保護という観点が欠落していったら、本当に集団的にそれを利用されるだけになってしまう危険性が絶対的にあるかと思う。そうした点では、先ほど文書法制課長が答弁されていたような姿勢をぜひ多摩市が持ち続けていただきたいということを申し上げて、可決の討論とする。

渡辺委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名である。よって、これより第100号議案 多摩市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

この際、日程第3、第99号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤

務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

藤浪総務部長 第99号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてである。本案については、本年10月からの東京都最低賃金の引き上げ、東京都教育委員会の制度創設などを受けて、会計年度任用職員の補助スタッフの一部職種の報酬単価の改定並びに副校長補佐職を新設するものである。概要については人事課長から説明させていただく。

森合人事課長 それでは、第99号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。条例改正の具体的な内容についてであるが、会計年度任用職員の一部の職種の報酬単価の改定と、新たに副校長補佐職を新設するものとなっている。

まず報酬単価の改定になるが、多摩市チャレンジ雇用ハートフルオフィス事業で雇用している職員の単価の改定である。多摩市チャレンジ雇用職員の報酬単価を東京都最低賃金と連動させている。今年の東京都最低賃金が本年10月1日より1,041円から1,072円に改定されたことから、多摩市チャレンジ雇用職員の時給単価も1,071円に改定するものとなっている。

続いて学校で雇用している教育活動指導員B、いわゆるピアティーチャーと、スクール・サポート・スタッフ（SSS）の2種類についてである。スクール・サポート・スタッフについては、都の補助金で雇用している職種であり、今年度の補助額の限度が1,090円と通知されたこと、また教育活動指導員Bはスクール・サポート・スタッフと報酬単価を同額にしていることから、この2種について1,050円から1,090円に改定するものである。また、本改定については、東京都最低賃金が本年10月1日から改定されていることから、今回の報酬単価の改定についても10月1日に遡って適用するものとなっている。

職種の新たな設置についてであるが、学校マネジメント強化事業の一環で、多摩市内の公立小・中学校の副校長の業務負担軽減を目的として副校長補佐職を新設するものとなっている。報酬額については、東京都教育委

員会の基準に基づいて月額19万4,400円で設定をさせていただいている。

渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員 後段の副校長補佐職の新設について伺う。職種は専門スタッフと書かれているが、もう少し具体的に、この方はどのような知見を持っておられるのか、また試験等はあるのかどうか伺う。

森合人事課長 今回新たに設置する副校長補佐職についての事業目的である。まず副校長職の魅力を向上させ、管理職の成り手不足への対応が1点、それから副校長の業務負担を軽減し学校における働き方改革を推進するというのが大きな目的になっている。どういった学校に配置していくのかであるが、副校長昇任となって2年目までの学校を対象として配置するような形になっている。それから、どのような方がこの副校長補佐職に任用されるかであるが、元学校長を一応想定させていただいている。副校長を補佐するという立場の中で、いわゆる一定の経験、知識等々も含めて、学校長を退職された方を想定している。

橋本委員 今、副校長の仕事にお就きになって2年目までとあったかと思うが、仕事そのものは3年目になったから軽減される、慣れで解決できるようなものではないと私は思っているが、その辺についての考えを伺う。

森合人事課長 今回設置する副校長補佐職については、副校長になりたてという中で、いろいろな業務、あるいは初めての業務等々も含めて、副校長の働き方の負担を軽減する、それから管理職になる成り手不足というところを含めて配置させていただいているところで、昇任なりたて2年目までをひとまず今回は想定させていただいて配置することを考えている。3年目以降についてはまた改めてというところもあるが、一定程度2年間やっていただいた中では、一通り慣れも含めて経験も積んでいると思っているので、その辺についてはまたよく検討していきながらと思っている。

橋本委員 これは現場の声をどのような形で拾ってこういう補佐職をつくらうということになったのかについて伺う。

高橋統括指導主事 実際に副校長の職は非常に多岐にわたる。教職員への指導のほか、例

えば都教育委員会あるいは市の教育委員会、市長部局からの調査、朝の時間帯だと電話対応、様々な業務をそれぞれ同時並行で行う形になる。校長の経験がある副校長補佐職が入ることによって、今、人事課長から話があったように、副校長になりたての方からすると、どういう順番で何を先に優先すべきなのか、副校長の職の下には主幹教諭あるいは学校によっては指導教諭がいるので、場合によっては主幹教諭、指導教諭に命じて副校長でなくても行えることがあるので、その辺り、なりたての1年目、2年目については副校長の多忙な業務について調整をしたり、あるいは優先順位を設けたり、あるいは調査については代わりに行うといった対応をすることによって副校長の職務の軽減が図られるのではないかと。これは実際にあるところである。

橋本委員 この補佐職の方の勤務時間、月額報酬はわかったが、実際に学校にいる時間はどのような形になるのか。

森合人事課長 基本的には週4日、週30時間で月額19万4,400円と設定させていただいているところである。

橋本委員 働き方改革と言われてきて、具体的にこういう人が配置されるのは一歩前進かと思うが、先ほど申し上げたように実務的なものは3年4年になっても大変で、朝や帰りの時間に忙しいというのは直接お聞きもしている。だから、先ほど今後の検討もあるということだったが、ぜひそういうところにもっと手厚い対応をしていただいて、管理職になると多忙になって到底自己実現の時間が取れなくなってしまうからやめようという風潮がぜひ一掃されるというか少しずつ少なくなる方向にいき、効果が発揮できるように教育委員会も人事課も取り組んでいただきたいと申し上げておく。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第99号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に

関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

この際、日程第4、第105号議案 多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

藤浪総務部長 第105号議案 多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてである。令和4年の給与改定について本年10月に東京都人事委員会から民間の支給状況を踏まえた改定の勧告がなされた。表に準拠して給与を定めている本市であるので、当該勧告を受けて、これに合わせた改定を行うため条例の一部改正を行うものである。概要について人事課長から説明申し上げる。

森合人事課長 第105号議案 多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてである。本改正条例については、東京都人事委員会勧告を踏まえた令和4年の給与改定を反映させたものになっている。給与改定の具体的な内容については、資料をつけさせていただいているので、それをもとにご説明をさせていただければと思う。

まず、第1の概要になる。これは本年の東京都人事委員会勧告の内容を記載させていただいているところである。給料表については、公民較差0.2%、828円の引き上げ、若年層への引き上げ改定として初任給の引き上げ、特別給の年間支給月数を0.1月引き上げの勧告となっている。給料表については4年ぶり、特別給については3年ぶりの引き上げとなっている。

続いて第2、令和4年の給与改定の内容となる。まず(1)については、例月給の引き上げの対象となる給料表の記載になっている。また、引き上げについては本年4月1日に遡及して適用されることになっている。(2)については、それぞれの給料表でどの範囲の号級が引き上げ対象となっているかの表となっている。主に若年層に絞った引き上げとなっている。大体30歳程度の職員が今回の引き上げの恩恵を受けられるような改定とな

っている。(3)については、今議会での給与条例の改正を得て、新たな給料表については1月の例月から適用されることになる。また、給料表の引き上げの時点は本年4月1日に遡って改定されるので、4月分から12月分については令和5年の1月31日に引き上げに伴う差額分を支給する予定である。

次に、2番の特別給になるが、東京都人事委員会勧告を受け、一般職については年間支給月数0.1月分の増とし、年4.45月から4.55月に、再任用職員については0.05か月分の増とし、年2.35月から2.4月にそれぞれ引き上げる改定となっている。適用時期については、本年12月の支給分からとしている。来年度以降については、6月期と12月期でそれぞれ引き上げ分を等分して支給していくことになっている。なお、本年の支給については、12月の支給日までに条例改正が間に合わないので、給料表の改定分も含め差額分を令和5年1月31日に支給する予定となっている。

渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

 これより質疑に入る。質疑はあるか。

藤條委員 今回引き上げの勧告がなされ全体が上がるという中において、初任層や若年層により手厚く引き上げるという方向性は歓迎されるべきものかと思う。コロナ禍において久々の引き上げ勧告で、引き下げではなかったわけである。1点確認であるが、引き上げ勧告のときは遡及をしてある程度の期間反映されるということであるが、これまで引き下げ勧告だったときには遡及したのかどうか、このあたりを確認させていただきたい。

森合人事課長 今回はプラス改定で遡及してという形になるが、一方で、マイナスの改定になった場合については、遡及すると不利益遡及という形になるので、基本的には条例改正後からマイナス改定の場合については適用されるということでこれまでも運用されてきている。

藤條委員 民間の給与も徐々に回復傾向にあるという数字も見てとれる。問題は給与の上げ幅よりも物価の上昇分が上回っていて、生活の中でなかなかそれを実感できないというのが実情だと思う。職員の皆さんも、生活者としてそうした物価上昇のあおりを受けているわけであるので、一定引き上げが

なされるのは、こうした市況を見てもあるのかなという認識をしている。

あと2点だけ確認しておくが、以前討論でも時代に合わせた制度への改革をお願いしていたが、55歳での昇給停止の勧告及び能力給を反映させた人事考課制度、この2点について多摩市ではいつから適用がなされたのかお伺いする。

森合人事課長　　まず管理職と一般職については、人事評価の成績率あるいは給与の反映というところで若干時期が異なっている。管理職については、勤勉手当と昇給というところの中で、まず勤勉手当については平成27年度の結果を平成28年度の勤勉手当から反映させていただいている。昇給については、平成28年度の人事評価の結果を踏まえて平成29年度の昇給から反映となっている。一般職については、まず勤勉手当については人事評価の平成28年度の結果を平成29年度の勤勉手当から反映となっている。昇給については、平成31年度、令和元年度の人事評価の結果を令和2年度の昇給に反映している。あと55歳の昇給停止については、一般職については昇給の反映と併せて廃止となっているので、令和2年度から55歳の昇給停止となっている。

渡辺委員長　　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長　　質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長　　意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第105号議案　多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

（賛成者挙手）

渡辺委員長　　挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

この際、日程第5、第104号議案　多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

武村選挙管理委員会事務局長 第104号議案 多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただく。本件は、市議会議員及び市長の選挙運動の公費負担について公職選挙法施行令の一部改正が行われたことに伴い、選挙公営に係る条例の一部改正を行うものである。この件については、選挙運動の際の公費負担のうち、自動車の借り入れ、燃料の供給、ビラ及びポスターの作成費用についての単価が改定されたため、地方公共団体にも同様の対応を図るよう国より通知があったものである。これについては、資料でおつけしているとおり、限度額を改正しているものである。

なお、本件については多摩市選挙管理委員会の承認も得ている。

渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第104号議案 多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第6、所管事務調査 市民が望む庁舎建て替えについてを議題とする。

本件は継続案件である。

本件については、令和3年6月14日に所管事務調査として位置づけた。令和3年9月2日に総務常任委員会では所管事務調査の進め方について意見交換を行い、市民の意見をどう取り入れていくかが重要であるため、そ

のことを市側との意見交換の中で協議していくことを確認した。令和3年10月12日には市役所本庁舎建替基本構想策定方針についての勉強会を開催し、その後は有識者懇談会や市民フォーラムの傍聴、市から報告を受ける中でこれからの本庁舎に関わる専門家の考え方、今回の建て替えに対する市民の声などを聞き取った。

一方で、まさに建て替えを進めている他自治体の視察も行い、どのように進め、課題はどのようなものであったか、市民の考え方はどうだったか、それをどのように反映していったかなどを調査してきた。そして令和4年11月8日には、本委員会だけではなく全議員を対象に市側からここまでの成果である基本構想の素案について説明があった。

本日は、このような委員会の調査活動等を踏まえ、来年3月の最終報告に向けて今後どのように進めていくか確認したいと思う。令和3年6月に立ち上げた本所管事務調査は、先ほど申し上げた経過のとおりで、市の本庁舎建替基本構想策定に関する事項の調査を中心に進めてきた。したがって、現在示されている基本構想素案をもとに、今後基本計画や設計に進める際に留意すべき点や事業の進め方等に関する意見を報告書として整理し、市に伝えていってはどうかと考えるが、ご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

今後市は現行の素案に対しパブリックコメント等の市民意見を反映するなどして検討を進めていくとのことである。よって、本所管事務調査の報告内容についても、今後の市の検討の進捗状況を見ながらまとめていきたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

ご異議なしと認める。

この際暫時休憩する。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 再開

渡辺委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。

最後に、所管事務調査については毎定例会で進捗状況を報告することが議会運営委員会において確認されているので、今定例会最終日に中間報告をする。報告の内容については委員長に一任いただきたいと思います。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長　　ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。それでは、本日のご意見を受けて今後も引き続き本所管事務調査に取り組んでいきたいと思う。

また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長　　ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。日程第7、特定事件継続調査の申出についてを議題とする。本件は別紙のとおり申し出ることにした。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長　　ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。この際暫時休憩する。

午前10時51分 休憩

(協 議 会)

渡辺委員長　　ここで協議会に切り替える。

それでは、協議会1、(仮称)第六次多摩市総合計画の検討状況について、市側の説明を求める。

鈴木企画政策部長　1番目の(仮称)第六次多摩市総合計画の検討状況についてから8番目の指定金融機関が行う本庁舎1階の公金収納窓口業務の経費負担についてまでが企画政策部の案件となっている。順次課長から直接ご説明をさせていただくということでご了承願いたいと思う。

小形企画課長　　それでは、資料については、第六次多摩市総合計画の検討状況についてということで2つあるが、資料1をお開きいただければと思う。

まず資料1の2ページから、7月7日から総合計画審議会を立ち上げて

いるのでその辺の経過を書かせていただいているが、9月議会でもご説明した部分と重複するので、こちらについては省略させていただく。

3ページ目の(4)をご覧ください。前回の総務常任委員会の協議会の中で、総合計画の策定の進め方についてご説明をさせていただきました。これを受けて第4回総合計画審議会が9月26日にあったが、議会にご説明したスケジュールについて、そこでも改めて総合計画審議会の委員さんにもご説明をさせていただきましたところである。

続いて、次の4ページ目をお開き願う。10月の1日・2日・8日には総合計画基本構想の市民ワークショップを開催させていただいている。3会場で行い、総勢で71名の方にご参加いただいた。こちらについては、次のページをご覧くださいと思いますが、各地域からご参加いただいたということで、グラフでお示しさせていただいている。

続いて6ページ目、実際ワークショップ当日に何を行ったかをご説明させていただきます。大きく3ラウンドの形でワークショップを行い、特に途中でグループは変わることなく同じメンバーで3ラウンドを行っていただいた。まず第1ラウンドとして、多摩市に住んでいてよかったと思うこと、また、ほかのまちにはない多摩市らしさとは何だろうということでワークをしていただいた。セカンドラウンドでは、多摩市の理想の未来像ということで、10年後の多摩市はどのようなまちになってほしいかということでワークをしていただいている。第3ラウンドでは、多摩市の将来都市像は何ということで、キャッチフレーズとか標語を考えていただき、そのために取り組むべきことは何かというようなことをやっていただき、全体発表していただいたという形である。

こちらについては、資料が変わってしまうが、もう一つの黄色い表紙の資料に詳しく書かせていただいているが、長くなるので一番最後の19ページをお開き願う。第1ラウンド、第2ラウンドのそういったワークである種皆さんにいろいろな意見交換をしていただいた中で、最終的に第3ラウンドでは、その将来都市像ということでご議論いただいた。下に黒い四角でワーク結果ということで概要があるが、各グループが最終的には18グループできたので、18グループから将来都市像を作成いただいた。そ

ここに込められた思いとしては、「環境」「活性化」「子育て」「教育」といったキーワードが多く見られた。その辺を次のページの20ページ以降に記載させていただいている。こちらの表の見方としては、一番左のところが実際にお考えいただいた将来都市像、そこに込めた思いをその横の枠に入れさせていただいている。また、それに向けて取り組むべきことが右側の2行という形で、それを代表するキーワードとしてまとめたものが一番左側の青い丸で囲わせていただいているところであるが、先ほどご説明したように、環境、活性化あるいは子育て、共生といったものが見られたかと考えているところである。

なお、ワークショップには多様な年代の方にご参加いただき、中には中学生の方が最終的に発表されるというところでも活発な議論をいただいたのと、多摩市のよさを改めて感じていただけた部分もあったかと考えているところである。

また資料をお戻りいただいて、資料1の7ページ目をご覧ください。こちらが10月31日に行った総合計画審議会の内容であるが、これまでの審議会での議論に加えて先ほどご紹介した市民ワークショップでの意見をもとにして意見交換をいただいた。その中で出てきたキーワードとしては、こちらにそれぞれ四角で囲わせていただいているが、安心、成長、あるいは循環、これはかなり広い意味での循環である。あと、思いやりも含めた関係ができる場、多様性ということが多くの委員さんから出てきたかと思っているところである。

続いて、8ページ目が、直近の11月28日に第6回の総合計画審議会を行わせていただいたが、そちらの状況のご報告である。まず次期総合計画の構造、つくりについては、以下の点を確認した。主に基本構想の部分であるが、今まで総合計画には将来都市像の下に4つの視点と目指すまちの姿というのがあった。こちらの4つの視点については、今回はなくしてもよいのではないかというご意見等も過去にあったので、その辺を含めて一応今回はそちらの4つの視点はなくそうかということでお話ししている。また、これまで目指すまちの姿の下にそれぞれの分野ごとに書いているが、分野横断的に取り組むための重点テーマを新たに設定してはどうかという

話もさせていただいている。また、一番下のところであるが、現行の基本構想では市民主体のまちづくりと主に行財政運営の二本立てで基本姿勢を定めている。こちらのうちの市民主体のまちづくりというところが自治基本条例の前文なども踏まえたまちづくりの基本理念と少し重なる部分もあるのではないかとということもあり、こちらについては市民主体のまちづくりの部分はまちづくりの基本理念に統合する方向で考えていこうということで、こちらの議論自体はまたこの先にはなるが、一応そのような方向での話になっている。また、左に文字で書かせていただいているが、基本構想については若干重層的な階層になっているので、その辺はシンプルにしていく方向で今庁内で議論を進めているところである。また、今回第六次総合計画を策定するに当たっては冒頭の部分に背景を加えることについてもお話しさせていただいて、こちらの点を確認いただいたところである。

続いて、次のページ、9ページ目をご覧願う。先ほど第5回の審議会のご議論なども簡単にご紹介させていただいたが、第6回の審議会ではこれまでの議論を踏まえて次の将来都市像を仮置きすることとし、次に、分野別の目指すまちの姿、具体的な子育て・教育分野の議論に着手している。その仮置きした将来都市像というのが、先ほどのキーワードでもお話しさせていただいた成長・安心を目的とし、循環や関係・場をその方法に、多様性を特徴にして「みんながそれぞれの安心と成長をずっと続けられるまち たま」ということで、一応こちらを仮置きして個々の議論を進めた後にまた戻ってきてこちらについて議論するというところで第6回の審議会は終わっている。

今後の予定である。最後に、10ページ目をご覧願う。審議会の日程であるが、今年度は9回開催する予定であり、それぞれ日にち自体は決まっている。まず直近だと、12月22日に第7回総合計画審議会、年明けて1月に第8回、2月20日に第9回ということで引き続き月1ペースで総合計画審議会を進めさせていただく予定で考えている。

次期総合計画の策定に関する検討状況については以上である。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会 2 番、多摩市役所本庁舎建替基本構想の策定に係る進捗状況について、市側の説明を求める。

内田資産活用担当課長 それでは、多摩市役所本庁舎建替基本構想の策定に係る進捗状況について、ご説明をする。ファイルについては 3 つご用意している。

まず 1 つ目のファイルをご覧ください。第 5 回多摩市役所本庁舎建替基本構想策定有識者懇談会を 10 月 31 日に開催し、素案の案についてご意見をいただいている。基本構想は、単に本庁舎のあり方だけではなく、多摩市の行政サービスのあり方、2030 年に向けて多摩市が変わっていくことをうたっているのもよい。2030 年までのこれから 7 年は短いので、具体性を持って計画的に取り組んでもらいたい。以下 3 つほどご意見をいただいているところである。

2 番目として、基本構想の素案をまとめてパブリックコメントを今実施している。実施期間は 11 月 14 日～12 月 15 日の 32 日間である。昨日現在で 49 件をいただいているところである。

基本構想の素案については、資料 1 におつけしている。資料 1 について簡単にご説明をさせていただく。まず基本構想の表紙をめくっていただいて、目次がある。1 の本庁舎建替の背景と経過から 6 の基本機能等については、前半部分として、この夏に開催した市民フォーラムなどを踏まえて、市民の意見を踏まえてまとめたものである。

次に、飛んで 24 ページ、下に 24 と書いているが、48 分の 26 になる。こちらをご覧ください。将来の市民サービスの姿や市役所の姿について、デジタル化により、市民はオンラインや駅近の施設など身近なところでサービスが受けられるようになり、本庁舎は出張所等と連携して災害時には災害対応の指令拠点としての機能を備えている。こういった基本理念や下の基本方針を踏まえ、本庁舎の基本機能を市民サービス機能、防災指令拠点機能、行政事務機能、議会機能の 4 つとしている。

前半部分を踏まえて、次に、32 ページ以降をご覧ください。建設規模について、他市事例などを踏まえて 35 ページ目に延べ床面積を

今回1万8,000平米と試算している。

また、次の36ページの建設位置では、本庁舎が建てられる用途地域として満たすべき基本要件を整理し、また、建設位置の評価の視点についてまとめた上で、次の38ページに、これらを満たす市有地は現在地に限られているということを記載させていただいている。

また、39ページ目をご覧ください。これまでの市民や有識者懇談会の意見などを踏まえ、次世代への負担軽減（事業費の抑制）の点から、私有地では多摩センター駅南東にある駐車場があるが、85億円程度の買収費が必要となること、災害対応指令拠点の整備に向けた確実な取り組みの実施として、災害時には指令拠点として役割を果たすには、現在地では確実に進めることができること、また現在地は市域の中心にあり、地域全体への対応がしやすく、地盤に問題がないなど被災を受けにくい土地であること、こういったことも踏まえて本庁舎の位置は市有地である現本庁舎がある現在地が望ましいとの結論に至ったということでまとめている。

次に、43ページ目をご覧ください。こちらでは、建て替え事業費として、他市事例を踏まえ、令和9年度の着工時の想定建設単価を平米当たり56万円と試算し、建設規模1万8,000平米を掛けて建設工事費を約101億円、造成や解体費など約22億円、全体の概算事業費を約123億円（消費税込み）と試算している。素案については以上である。

次に、資料2をご覧ください。基本構想素案について市民フォーラムを実施した。市内在住16歳以上の市民を対象に、無作為抽出の3,000人、それとたま広報などでお知らせをしてお応募いただいた方と意見交換をしている。11月26日はベルブホールで実施し、市民23名と有識者の3名、市長が出席をしている。11月27日はヴィータホールで市民27名と有識者3名、市長が出席をしている。

次のページに、意見交換での意見を掲載している。基本理念・基本機能等について、出張所をもう少し充実、拡大したほうがよいのではないかと、職員のために最低限な施設が必要だということは理解するが、華やかな装飾

であったり、デザイン性であったり、そういったものは要らない。本庁舎規模については、DX化やデジタル化が進んでいけば、本庁舎の規模は削減できるのではないかと、段階的に建て替えることで規模を圧縮することができるのではないかと。本庁舎の位置では、現在の本庁舎の場所は多摩ニュータウンの開発によって市の中心を失っている、多摩センター駅前に移転すれば、用地取得費はかかるが不要な公共用地を売却することで建て替え費用は捻出可能ではないかと、今の本庁舎の場所は交通の便が悪く、例えば直通のバスを出すなど、やり方を考える必要がある。建て替えの事業手法などでは、本庁舎は必要であるから建て直すことを決めてさっさとやってしまったほうがよいといったようなご意見をいただいたところである。

次の3からは、アンケートの結果ということでお見取りいただければと思う。

それでは、最初の資料にお戻りいただいて、3ページ目右側をご覧くださいいただければと思う。多摩市政策情報誌を11月21日から市内の全世帯・事業者に配布している。基本構想の素案を特集し、お知らせしている。配布については終えているところである。

次に、今後の予定である。パブリックコメントや市民フォーラムの意見を踏まえて基本構想の案を作成し、令和5年1月30日に第6回有識者懇談会でご意見をいただき、2月7日には全議員協議会で案のご説明をさせていただく。その後、2月9日には策定委員会で基本構想をまとめ、2月中に基本構想を決定していきたいという考えである。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

折戸委員

一つお尋ねをしたいと思うが、この中で、基本方針ということでDXを推進することによって市民サービスが非常に効率よくなるということであるが、現にどのような市民サービスがあるのか全部羅列していただきたいというのが一つある。もう一つ、その羅列の中で、どのサービスがDXを推進することによって可能になってくるのかを示していただくとわかりやすいだろうと思う。市民の方も私もそうであるが、市民サービス全てがDX化によって非常にうまくいくように見られてしまうと思うが、決してそうではなく、残って現業でやらなくてはいけない部分が多々あると思う。今

現在行われている全体の市民サービスには一体どういうものがあるのか羅列していただける資料があればよいと思うが、もし今手持ちでなかったら、後でもよいがお願いしたいと思う。

内田資産活用担当課長 市民サービス、行政サービスにはいろいろあると考えている。例えば申請などもそうであるし、相談といった業務、様々多岐にわたると思っている。こういったものがDXを使うことによってどういった変革をしていくのかであるが、有識者懇談会からのご意見もあるとおり、7年後なかなか想像できないところもあるので、そういったものを踏まえて、将来の姿を見据えてできるところから進めていく必要がある。これは市民からもそういったご期待があると思っている。各業務については、まずどういった業務があるのかを棚卸しさせていただいて、どういった業務がデジタル化に向いているのか、対面に向いているのか、基本構想の段階ではまだ洗い出していないが、次の基本計画の段階においてしっかりと棚卸しをして、そういったデジタル化が進められないのかどうかをしっかりと考えていきたいと思っている。

折戸委員 ご答弁だと基本計画の時点でと言われるが、これは想定できる、今現在サービスを行っているものからそれを洗い出すことはできると思う。ああ、そうなのかと納得できること、今総括的にサービスを考えているだけではなく、どの部分がどうなのかということが全部わかることが、役所の仕事、市民サービスにはどういうものがあるのかが具体的にわかって、なるほど、それで細かいことは基本計画へと行くのはわかるが、棚卸しをしていないから基本計画のときにというのではなく、ぜひ出していただきたいと思うが、できないのか。

内田資産活用担当課長 申しわけないが、全ての全体像をお示しするのは難しいと思っている。ただ、学童クラブのオンライン申請等基本計画を待たずにできることについては今現在も進めているところであるし、組織的にもDXを進めていこうと考えているので、そういった組織体制をしっかりと整えて、まずは市民サービスの向上につながるような取り組みといったものは基本計画、建て替えを待たずに積極的に進めていきたいというところである。

折戸委員 基本計画を待たずに進めていくのはよい。それはそうすべきだろうと思

うが、今現在どういう市民サービスをやっているかぐらいは棚卸しで見えなかったら、こういうことも進んでいくのだなと実際目で見ることが大事だと思う。見える化というのは、ある面ではそういう基本的なことがあって納得度が高まると思う。そうでないと、何か一つのことを、例えば学童クラブをやっているから、では、どのようなものを次はやるのだろうと想像ができなかつたりするではないか。だから、全部洗い出していくと、洗い出したものを見せていただきたいと、議会の中でもその納得度が必要だろうと思うので、ぜひ出していただきたいと思う。現在やっている仕事の羅列であるから出せないことはないと思うが、いかがか。どうしてもだめなのか。

内田資産活用担当課長 その辺については、今後検討させていただきたいということでご理解いただければと思う。まずは、どういったものがデジタル化やオンラインで申請できるのか、また、相談できるのか、そういったところをまずは積極的にお示ししていく、試行的でも構わないのでそういったものを見せていくという取り組みを進めていくのが市民にとってはわかりやすいかと思っているので、洗い出しについては少し検討させていただきたいと思っている。

折戸委員 漠然としているということが一番わからない。だから、これから例えばこのAということをやれるかやれないかというのはわかるが、今現在A、B、Cずっとやっていることを見せることによって、次の段階で皆さんが努力してこのことはこうやれるというのが見えないと、市民フォーラムのときにも言ったが、なかなかぴんとこないというか流れてしまうが、そういうことではいけないと思う。だから、大変忙しいかもしれないが、ぜひ洗い出しをした棚卸しの状況を見せていただきたい。そのことによって議会の納得度も高まるだろうし、もっとこういうこともできるというような提案もできるかもしれないと私は思うので、努力して出していただきたいと思うが、いかがか。再度お願いします。

榎本施設政策担当部長 今、資産活用担当課長から答弁をさせていただいたところであるが、基本構想ではこういうあり方をお示しさせていただいて、次の基本計画で具体的なところを説明させていただいたところである。DXについて

は、今の繰り返しになるが、例えば学童クラブや保育園の入所申請などでのオンライン化を進めさせていただいている。ご案内のとおりオンライン化以外にも、今までどおり窓口での対応もさせていただきながらというところである。そうした中では、市民の方からの反応や評価などについても丁寧に聞きながら進めさせていただいているところである。したがって、市全体像については、各所管でいろいろな事業や手続、相談させていただいているもの、それは予算審議、決算審議の中で全ていろいろな事業が対象になると思う。そうした中で、今申し上げたとおり、その事業の性格や目的に照らし合わせて行政ニーズ、市民ニーズといったときにオンラインを入れたほうがより市民の方のニーズに合うとかそういう観点で今後考えて進めていきたいところである。今、委員からご質問いただいたところについては、そのような考え方で今後進めていきたいというところであるので、ご理解を賜りたいと思う。

折戸委員

いや、そういう考え方でいくというのは、今説明してくださったことはわかったのであるが、その考え方の裏づけをきちんと見える化したほうがよいのではないかと思う。そうでないと、ただ一部だけ、今言われた学童クラブや保育ではやっているということなのだが、積極的に次もどんどんやっていくということなのだろうが、だから、そのDX化するもの、そうではないサービスもあるではないか。だから、全体像を出していただくほうがよりわかりやすいし、また、先ほども言ったように市民も、このようなサービスがオンライン化できていくということは効率もよくなる、あるいはこれはそうしなくてもよいかというようなこともわかると思う。要するに考え方の裏づけのものはやはりデータとして出さないと、基本計画に出すということでは、ないのではないかなと思う。それはぜひやっていただかないと、考え方の母体になるものを見せていただくということは大事なことではないかと思うが、今言えないというのだったら後で資料として出していただけるか。

榎本施設政策担当部長 全体像の資料を出していただきたいというようなご質問だったと思うが、今、委員さんがご理解いただいているとおり、市には様々な手続・相談等があるので、その全ての事業を全体像として出すというところはど

のように考えればよろしいのかと、今思っているところである。例えば先ほどのオンライン化は学童クラブ、保育所というできるところからやっているということで、今、資産活用担当課長が説明したとおり棚卸しの中で、ほかの全ての所管でどういうことができるのか、それがオンラインになじむのか、対面でリアルな形での相談についての重要性等もあるので、そういう意味では、各所管で各職員が自分の仕事を見詰め直して、そういう技術を使いながらより市民の方への市民サービスが向上できる、利便性の向上ができるということをもう一度立ち止まって考える、この本庁舎の建て替えを契機に、有識者懇談会の委員からもあったが、単なるハードの本庁舎を建て替えるだけではなく、そのような仕事の進め方について職員一人ひとりもこういう機会をきちんと捉えて仕事を見詰め直して、よりいいものができるのかどうかというところをまずやっていかなければいけないというような重要性についてもご意見をいただいているし、我々もそのように考えているところである。したがって、この基本構想は今素案ということでご意見をいただいているので、この考え方ということでご理解いただけるのであれば基本構想を今年度まとめて、リーチの問題についても整理をさせていただいて、次の具体的な計画の検討のステップに進めさせていただきたい。その中ではまさしく今申し上げたようなところの職員意識を持って各事業についても進めていきたいというところである。まさしくDXというのは単なるアナログをデジタル化するのではなく、それに伴って業務改善できるところはしていこうという考え方をこの庁舎の検討を契機に進めていきたいというのが我々としては全体の考え方であるし、それは市役所の中でも様々な事業全てについて進めていきたいということで考えているところである。

池田委員

関連して質問する。市民意見の中では、DXは建て替えを待たずにできるところからぜひ進めてほしいというご意見が多数あったかと思う。DXを進めるに当たっては、多分申請などが主になるかと思うが、市民意見の多かったものからとりあえずやってみようと思うのか、それともできそうなところからやるのか、どういうところから手をつけていくのかというその考え方についてお聞きしたいと思う。

内田資産活用担当課長　そこについてはまさにこれから考える必要があると思っているが、これは例えばということで例示させていただければと思う。申請手続として言えば、住民票の発行等、定型的に多いものがあると思う。そういったものについてはオンライン化を進めていきたいと考えている。さらに、相談もある。今、対面でなくても画面を使って簡単な相談はできるだろうということで、他市でも事例がかなり出てきている。本庁舎に来なくても、本庁舎とつなぐことで簡単な相談はできないか、そういったものを中心に、まずは試行的になるかもしれないが進めていきたいと考えている。多くの業務は本庁舎に来ないとできないが、出張所等でもやっている申請・発行業務があると思う。それはさらにコンビニエンスストアでもできる可能性がある。マイナンバーカードの普及もあるが、そういった多くの定型業務、定型申請、定型相談を本庁舎ではなく市民の身近なところでできるような取り組みはしていきたいと思っている。

鈴木企画政策部長　少し補足的に。今ご質問のあったいわゆる要望が多いものがあるかと思うが、二通りあると思っている。やはり要望が多いもの、例えば今我々でやっている先ほども事例に出た学童クラブの申し込みだけではなく、保育の申し込みについてもスタートさせていただいて、今のいわゆるデジタルに慣れてきている若年層の部分のご要望が多いところがまず手をつけていく部分だと思っている。また、我々行政からの部分としては、令和7年度に基幹系システムの標準化・共通化を控えている。そこに向けては、先ほど来もご質問があった業務の棚卸しやBPRをきちんとし、いわゆるデータを活用した業務の変革をしていかなければいけないところがある。それに向けての取り組みという二通りの取り組みを併用しながら、そして令和12年度に新たな本庁舎が出来上がるころに向けて、我々として目指すべき方向性をきちんと定めて両輪で回しながら、今すぐできること、これからそこに向けて本庁舎を建て替えしないとできないことをきちんと我々が整理した中で、そこに向けてやっていく。ただ、その間には令和7年度に先ほど申し上げた基幹系システムの標準化・共通化という部分があるので、そこを目指してやること、そして本庁舎ができたならやること、そのような段階を踏んだ形でサービスを展開していく、その間に今ご質問が

あった市民の方々からご要望があることに関しては可能な限り対応できるものは対応していきたい、そのような考え方で進めていこうというのが今の段階での考え方ということで受け取っていただければと思う。

池田委員 先ほど折戸委員からもあったように、多様な市民サービスがあるかと思う。もちろん相談の窓口などはやはり慎重であるべきだと思うが、とりあえず申請のことに関しては、ぜひ進められるところはしっかりと進めていただければと思う。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会3、豊ヶ丘複合施設整備方針共同検討会の検討状況について、市側の説明を求める。

内田資産活用担当課長 それでは、豊ヶ丘複合施設整備方針共同検討会の検討状況についてご報告をする。こちらについては、資料を3つほどつけさせていただいている。まず一番最初の横の資料をご覧くださいと思う。

1ページおめくりをいただいて、これまでの経緯をまとめている。現在令和4年7月から10月ということで、整備方針共同検討会を3回ほど開催をさせていただいている。

次のページをおめくりいただいて、3回の検討の状況である。参加登録者は38名で、2019年のワークショップから参加いただいた方と新規登録者10名にご参加をいただいているところである。第1回については、中間まとめの内容の共有。これはワークショップの中間まとめである。検討する整備方針の構成案、今後の進め方について意見交換を行った。第2回については、検討の目的や、市の基本的な考え方、検討したい内容の共有、将来に向けた施設像、必要な空間について意見交換をさせていただいている。10月30日には、将来に向けた施設像や必要な空間を確認、必要な機能を共有・意見交換、施設整備方針のメリット・デメリットの洗い出しをしたところである。

次のページをご覧くださいと思う。第4回については、12月18日に開催を予定している。第3回に不参加の方へのアンケート等を行って

いるので、そういった結果を踏まえて、整備方針について意見交換を行う予定である。行動プログラムでの現在の位置づけについては、令和4年度に方針決定を行い、令和5・6年度で基本・実施設計、令和7年度大規模改修という予定で位置づけをしている。こちらについては、今後の共同検討会の状況を踏まえて進めていきたいと考えている。

次に、資料1をご覧くださいければと思う。資料1については、豊ヶ丘複合施設の整備方針（案）で、1の豊ヶ丘地域についてから7の検討会終了後のスケジュールまでをまとめていきたいということで、4の将来に向けた施設像、5の施設に必要な空間、6の施設整備の方法を中心に今検討会をして意見交換を行っているところである。中身についてはお見取りをいただいて、こちらより資料の2をご覧くださいければと思う。

資料2については、第1回、第2回の検討会などの意見を踏まえて、第3回にお配りした資料である。今回の検討の前提に当たっては、中間報告の5つの検討課題、コロナによる生活の変化、検討会からの参加者意見、市の基本的な考え方としては、その2つ下に面積コストの縮減を目指す必要がある、より多くの人が利用できる施設としたい、使い続けられる持続可能な施設としたい。行政だけではなく様々な主体が関わる運営体制も検討したい、こういった基本的な考え方などを踏まえて、将来に向けた施設像の案としてキーワード「交流」「居場所」「だれでも」「多世代」「開かれた」「つながる」というところで、「さまざまな人が集い、学び、つながり、未来へつなぐ場所」。次の「必要な空間と機能」というところで、こちらも案であるが、必要な空間では、子どもが思いっきり遊べる、子ども・若者（児童館等）という機能、次に、集中して静かに読書や勉強ができる図書館の機能、仲間と集まってサークル活動ができ、趣味を生かせるようなコミュニティ（貸室、フリースペースのような機能）、地域の相談事が横断的につながる新たな機能ということで市民のこれまでのご意見をまとめた上で、この4つの機能が想定されるだろうということで、これを基に意見交換を行ったところである。一番下の運営体制については、住民による運営も考える必要があるということで、こちらについても今後市民と一緒に検討していきたいところである。

次のページを見ていただいて、施設整備の方法というところで、改修と建て替えでの比較をしている。まず改修では、現在の規模が延べ床面積1,548.66平米、整備費用にかかるコストを大規模改修では約7.7億円という試算をしている。こちらについては、エレベーターがついていないので法対応が必要ということで設置が求められる。維持管理費については、エレベーターの点検といったものが付加されるところである。また、建て替えでは1,000平米前後で仮に延べ床面積を置かせていただくと約6.9億円で、解体費も含めて試算をしている。維持管理費については、光熱水費等が削減されるだろうというところである。こういったメリット・デメリットについて第3回で市民の方にもご意見をいただいて、第4回でもこういったところについて少し深掘りをしていきたいと考えている。真ん中は施設規模の想定で、現状の施設の延べ床面積を示したものである。重複するトイレ、玄関、廊下といったものを建て替えでは集約することができる、分散する事務所を集約できるということで、建て替えの試算のイメージをお示しさせていただいた。子ども・若者施設については約180平米、コミュニティ貸室、新たな機能共有スペース、図書館、そういった皆さんがここで臨む機能をまとめると、おおよそ1,000平米前後というところで一つ考えられるだろうということでお示しをさせていただいて、これをたたき台にして議論を進めているところである。まだ整備方針を決定したわけではなく、今後も市民対話を続けていきたいと考えている。まずは報告である。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

いちぢ委員

豊ヶ丘複合施設の検討会については、市民の皆さんとのやり取りの様子を何回も傍聴させていただいている。大変ご苦労なさっているという実感があるが、こちらの今後の取り組みスケジュールを見ると、これは来年の夏か秋ぐらいには一旦対話と検討を終了して方針を決定するということかと思っているが、その辺のスケジュールの確認と今の進捗状況で市民との合意に至る見込みが立っておられるのかどうか、それから、方針決定となっているが、その後の基本・実施設計に進んでいく際に当然いろいろな節目でパブリックコメントを取ったりいろいろあるかと思うが、市民の皆さん

んとの対話・検討の機会はどうなるのかどうか、2点伺う。

内田資産活用担当課長 検討会についてはここにおられる委員にもご出席をいただいて、様子を知っている方もおられると思う。今現在令和4年度の方針決定に向けて取り組みを進めているところであるが、まだまだ市民との対話が必要だろう、少し時間をかけていく必要があるだろうと今の段階では思っているところである。しかしながら、施設が老朽化し40年以上もたっているため、ここについては積極的に進めて何かしらの結果を生み出していきたいというのが現在の市の考えである。また、今整備方針の中で必要な空間を議論しているが、例えば図書館の場合には、図書館の中でどういうものをしていきたいのか、どういう機能が必要なのかも引き続き検討していかないと施設の規模が見えてこないため、整備方針が決まって以降市が勝手に進めるのではなく、引き続き市民と対話を続けながら検討していきたいと考えている。今後も、この共同検討会だけではなく、例えばオープンハウスを開催したり、いろいろな場面で市民のご意見は捉えていきたいと考えている。

いぢち委員 私、今スケジュールの見込み違いをしていたようで、私が先ほど申し上げたことはずれているようである。今回の豊ヶ丘だけではなく、今東寺方のエリアミーティングも進んでいるし、様々なところで公共施設の更新見直し、いろいろなところで市民の皆さんとの話し合いがこれからもふえていく一方だと思う。正直豊ヶ丘で見ていると、市民との対話を続けて一緒につくっていく難しさを感じているし、ご担当は当然それを感じておられると思う。この豊ヶ丘もそうであるが、今後の公共施設の再編に関してノウハウをつくっていくというところにつなげていっていただきたいということが一つある。それと、基本・実施設計等に進んでいくと、当然設計には相当プロの知見が入ってくるわけである。そういったときに市民の方がそこで置いてきぼりにならないようにという意味では、引き続ききめ細やかな連絡というか、検討会的なものではないにしても、そういった交流の場を続けていっていただきたいという点がある。この2つに関してご見解をお伺いする。

内田資産活用担当課長 今後のノウハウというところである。こちらの豊ヶ丘、東寺方も

そうであるが、一旦行動プログラムの中で廃止とさせていただいて、議会で豊ヶ丘は陳情で採択、東寺方については趣旨採択となったことを受けて平成28年度に行動プログラムを改定させていただき、一旦立ち止まって市民と対話を続け、何かしらの機能を残していくということで今現在も話し合いを進めているところである。一旦廃止した施設をどう残していくかについては、私もなかなかノウハウがないし、本当に今チャレンジしているところである。こういったところをノウハウとして取得できるのであれば、今若い職員も一緒に担当をやっているの、そういったものは一つのノウハウとしてその後の職員に受け継いでいきたいと考えている。

市民対話は当然続けていくし、意見もしっかりと捉えて、設計が決まったからこうであるということではなく、設計の段階でも取り入れられるものについては取り入れていきたいというスタンスは変わらないところである。

いいじま委員 資料2を見ると、建て替えの試算イメージということで絵が描いてあるが、これに関してはそもそも改修するか建て替えるかということもあると思うし、具体的な内容や今後の運営のあり方はこれから検討していく、ここに載っているのはあくまでもたたき台ということで考えてよろしいのか確認したいと思う。

内田資産活用担当課長 資料については、第3回に配付したものである。本庁舎の建て替えは今回基本理念ということで、サービスから入って規模はどうするのかというような流れで進めてきたところである。

今回の場合も、この施設の将来像をどうしていくのか、それを踏まえて機能はどういうものをつくっていくのか、それによって規模がまた変わってくると思う。それによって建て替えと大規模改修のコスト比較も当然必要だと考えている。そういった流れで検討はしているが、2019年に市民ワークショップを開かせていただいて中間まとめをしているので、ある程度市から情報提供をしていかないと議論がなかなかわかりにくく進みにくいだろうということで、まずはたたき台をお示しさせていただいた。委員の言われるとおりである。

いいじま委員 豊ヶ丘複合施設に関しては、2014年、随分前になるが、平成26年

の6月に市議会でも陳情を採択しているかと思う。ただ、その後学童クラブも移転しているし、今回中央図書館が現在建設中で整備され、来年度には開館となるわけである。8年余りで状況もかなり変わってきているかと思う。ということで、公共施設の見直し方針と行動プログラムを作成してこれまで取り組んできているわけであり、そういったところもしっかり踏まえて考えていただきたいと思うが、それについてはいかがか。

榎本施設政策担当部長 今、委員さんが言われたように、陳情が出て採択されたので、それについてこちらとしては重く受け止めているということで市民の方と丁寧な対話を続けてきたところである。ただ、その一方、この2年間はコロナということで想定していなかった状況の変化もある。そうした中では、今回再開するに当たって新たに市民の方も公募して参加いただいたり、この2年間で市民の生活で何か変わったことはあるかというようなご意見を頂戴するとともに、市の仕事の進め方も、我々も場所にとらわれない仕事の進め方が進んでいるというようなご説明をさせていただいている。

今、委員が言われたとおり、陳情採択については重く受け止めながらも、やはり状況の変化、あと市民の皆さんのお考えも変わってきているというところを受け止めて、やはり何らかしらの機能を残すというときにはやはり未来志向で考えなければいけないし、地域のことも考えなければいけないということで、今回たたき台の中でも、これまでの意見が多かった子どもや若者、高齢者だけではなく様々な世代が集まれるようなところというご意見もいただいたし、そういうところをまとめて議論を進めるためのたたき台ということで今回まとめさせていただいた。

先月その共同検討会に提案させていただいたということであるので、また12月にここで共同検討会をさせていただくので、そこでどのような意見をいただいて議論を深められるのかということ、例えば建て替えと大規模修繕のメリット・デメリットについても、市民と我々市だけが対話するのではなく、市民同士で対話したり、こういうことをすればもっといいのではないかと、まさしく先ほどいづち委員が言われたとおり、様々な意見をどうまとめていくかという知恵出しを市だけではなく市民の方にも一緒に出していただいて、行動プログラムの精神、これからの人口減少社

会を見ると行財政が厳しいということは市民の方もご理解いただいているところなので、市民の意見をどのようにそういうところでもクリアしていくのか、厳しい財政の中でどうやっていけば皆さん実現できるのかを一緒にまさしく考えていただいて、知恵を出していただいitてつくり上げていくというのが共同検討会というネーミングも少し悩んだのであるが、一緒に考えていくという趣旨であるので、ぜひともそういう形で、老朽化も進んでいるので、一方では着実に前に進めていきたいということで先ほどのスケジュール感を持って丁寧にやりながらも着実に進めていきたいというところで、今回たたき台ということで出させていただいたところである。

いいじま委員　今の世の中の状況、多摩市の状況をしっかりと踏まえながら、市民の皆様の本当にためになるような方向で検討していただきたいと思いますと思う。

渡辺委員長　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長　質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に、協議会4、学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替について、市側の説明を求める。

内田資産活用担当課長　学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについてというところで、申しわけないが資料はないので、お聞き取りいただければと思う。

まず簡単にこれまでの経過をご説明する。令和元年7月に確認書を締結している。学校法人日本医科大学と多摩市との間で令和元年7月に確認書を取り交わし、旧多摩ニュータウン事業本部用地において新病院建設に向けて双方努力することを確認している。また、その後令和2年11月には、建て替えの早期実現に向けた協力要請や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う厳しい経営環境などを踏まえ、新病院の建て替えに対して支援を求める依頼文書が提出をされている。ここでは7つの要望事項があった。また、その後令和3年2月には、新型コロナウイルス感染症拡大長期化により病院経営が厳しい状況から、2026年（令和8年度）の新病院開設の努力目標を再考しているということで、当面の間検討の時間を得たいとの文書の提出があった。その後令和4年6月には、再考した結果、多摩永山病院の建て替えについてはできるだけ早い時期を目指したいということで、2

026年（令和8年度）病院工事に着手することを努力目標とし、議論の再開を依頼する文書の提出があった。今年の6月以降事務方同士で連絡は取り合っていたが、7月からの新型コロナウイルス感染症の第7波、昨今の資材の高騰などによる法人事業への影響などから具体的な建て替え協議が進められない状況が続いていたが、この11月末に市長と法人の理事長との間で話し合いの場を持つことができた。そこで確認をさせていただいたのが、今年度三多摩地域にない脳卒中センターを現病院で開設したこと、2つ目として、病院職員の地域貢献への士気が非常に高く、その役割を果たすべく必要な病院施設設備を整えるために2026年、令和8年度病院工事着手に向けて努力をしていきたいということを改めて確認できたところである。市にとっても、新病院の移転建て替えが早期に実現していくことは大変意義のあることである。改めて新病院の機能、規模、建設計画といったものについてまずは確認をし、要望事項についても全体像を把握しながら市議会とも情報の共有を図り、検討を進めていきたいというところである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員 今年脳卒中に対応する科がオープンしたことはわかるが、何らかの地元に残るプラスの要点があるのであれば、その辺の説明が欲しい。

伊藤保健医療政策担当部長 脳卒中センターについてのご質問であるが、第三次救急医療を担う中で一番地域に必要とされるのが1分1秒を争う脳卒中関係の治療である。その辺のところは日本医科大学さん側としても非常に意識を置いて、そこを重視して診療を進めたいということでセンターを開設したと伺っている。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。
この際協議会を暫時休憩する。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

渡辺委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

続いて協議会 5、公式ホームページのリニューアル後のトップページについて、市側の説明を求める。

尾崎広報担当課長 それでは、多摩市公式ホームページのリニューアル後のトップページについてご説明させていただく。資料の 1 枚目、一枚物のものをご覧願う。現在、多摩市公式ホームページについては更新作業を進めているところであるが、特に今回ホームページのトップページが徐々に出来上がってきたので、進捗をご報告させていただく。

トップページの掲載情報の基本的な考え方であるが、まずはアクセス数の多いページというよりも、トップページにアクセスしてくださる方の利用率が高い内容ということに掲載しようと思っている。2つ目に、たまたま多摩市のホームページを開いた方に多摩市の魅力を訴求することができるファーストビュー。3つ目に、直感的な閲覧性を向上させるために画像やイラストを多用したい。4つ目に、スマートフォンでも閲覧操作しやすいレイアウトという 4 点を挙げている。アクセス数の多いページではなくというところであるが、現在 90% 近くの方がトップページではなく、グーグルやヤフーなどの検索エンジンを活用して、トップページ以外の必要なページに直接アクセスするという方が多い。また、トップページを使用する方は少数派になってきていて、デバイスの利用率もトップページに飛ぶ人はパソコンを使っている方が多い。直接ページにアクセスする方は、その他のタブレット系でアクセスする方が多いといった傾向が出ている。トップページに最初にアクセスした人が次にどのようなページを見ているかも考えながら、トップページは作っていきたいと思う。

資料の 2 のアクセス分析結果のポイントというところをご覧いただきたいと思う。トップページに最初にアクセスする利用者は 12.08% である。先ほども申し上げたように、パソコンでトップページに入る方は約 60%、トップページ以外に入っていく方が 3 割。スマートフォンやタブレットのほうがやはりトップページ以外で直接検索する方が多いことがわかった。トップページに最初にアクセスする利用者のパソコン利用率は年々低下している傾向にある。

トップページに最初にアクセスする利用者の2ページ目の傾向は、(3)に書いているとおりグローバルナビゲーションと言って今のホームページだとほぼトップ画面のカテゴリー別になっているようなところである。暮らし、市政というところだろうか、そこに次にアクセスする方が多く見受けられる。生活シーンから探すというところでは、「妊娠・出産」「結婚・離婚」というのは非常にアクセス数が低い傾向が出ている。また、現在のホームページの右側の箱のバナーのところのボタンはアクセスが比較的高いが、下段の例えばたま広報というところについては比較的アクセスが低く、ばらつきがある。

市外からのアクセスが実は意外に多く、多摩市からのアクセスが17.46%で、市外が67.63%となっている。「職員採用」「施設案内」のところにアクセスをする方が多いので、例えば仕事で、あるいは学校で市外から検索される方が多い。これは市外に住んでいる方という意味ではないので、そこだけご注意いただければと思う。また、たまたま多摩市の公式ホームページを見た方は、シティセールスでは「多摩」という言葉がややこしいので多摩市をPRしていこうよとしていたものの、実は「多摩 コロナ」「多摩 ワクチン」「多摩 施設」と入れると多摩市がトップに出てくる。ということは、これを逆手にとって、せっかくたまたま見ていただいたホームページであるので、魅力的なホームページにしようということでファーストビューを大切にしていきたいと考えている。

トップページの掲載内容であるが、2つ目の資料、添付の別紙であるが、これスライドでご覧になっている方は右から左に流れていくし、ページをめくってごらんになっている方は左から右にめくっていただければと思う。一番最初であるだが、ここは写真ビジュアルを入れて、そのビジュアルの上に検索窓と、その下によく見られているページのリンクを張らせていただく予定である。その下に例えばやさしい日本語、読み上げということで、視覚に障害がある方への閲覧支援機能等々を入れさせていただいている。その下に、今グローバルナビゲーションと言ってカテゴリーを入れさせていただいている。

次のページが、その下になる。ページが変わるが、全部上から下につな

がっているとご理解願う。こちらは今スライドが1枚しかないが、これは3枚ここで掲載できるもので、それぞれが移動していくのは今と変わらない。その後に緊急時に閲覧する情報、新型コロナ感染症関連情報を入れている。

次のページである。今はトピックスと新着とイベントカレンダーとなっているが、今度はトピックスと新着とイベントが一緒にタブで見られるようにしている。その下が注目情報ということで、特に注目していただきたい情報をここに入れ込んでリンクで飛ばすことを考えている。

次が、情報を探すということで、アクセスの多い情報。これアクセスの多い情報であるのでここはまだ仮置きであるが、大体こういった内容のものを入れておこうと思う。

その次が、最新のたま広報とイベント情報で、これはイベントカレンダーにも直接下からも行けるし、ぜひ来ていただきたいようなイベントはビジュアルで見せていく、広報もビジュアルで見せていくという形で、たま広報の下に「検索」とあるが、4月以降はたま広報の記事にID番号を振り、このID番号で検索するとホームページでその記事の内容、詳細がわかるような運用をしていく予定である。

その次が、関連サイトへのリンクである。地域委員会構想、ニュータウンの活性化、午前中にもあったが本庁舎の建て替えのこと、あるいはユーチューブ、「丘のまち」等々となっている。

その下に、「ようこそ市長室へ」と、右側が市議会のホームページへのリンクとなる。あと一番最後は、広告を掲載させていただくつもりである。

今後のスケジュールであるが、年明け2月にはシステムの構築を完了し、職員の操作研修会を始めていく。令和5年3月20日には市民周知を開始し、これ3月20日号に掲載を予定しているが、3月下旬から実際の実装という形で進めていく予定である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて6、令和3年度財務書類について、市側の説明を求める。

赤松財政課長　　まず財務諸表のところであるが、本日はお手元の資料に基づきポイントに沿った形でご説明をさせていただければと思う。今回については概要版である。最終的にはほかの会計と連結をさせて完成という形になるが、例年だと3月末に公表させていただいているところであるが、今年度から一般会計等の部分について、もう既に決算確定しているものについては逐次進捗状況も含めてご説明をさせていただく形にしていきたいと考えている。それでは、資料に沿ってご説明をさせていただく。

お手元の資料の下にページ数が振ってあるかと思うが、まずこちらの5ページをご覧ください。こちらに連結財務書類の全体像という形で記載があるが、現状の部分でいくと、こちらの一般会計の決算が確定していることに伴い、一般会計分の財務種類という形でご説明をする。一般会計以外にその他ほかの関連団体の決算も今後連結させていくことによって全般的な本市の財務状況が明らかになっていくという予定で準備を進めている。

それでは、状況である。続いて6ページをご覧ください。こちらが年度末における貸借対照表の資産、また負債の金額について分析したものになる。こちらの令和2年度と令和3年度の比較においては、まず資産の総額は約55億円程度増加した。要因としては、パルテノン多摩の改修、あと市民活動交流センターの整備が完了したことにより事業用資産が増加したことによる要因で増となっている。

その次、7ページ目、今度負債のところであるが、資産の増加分のうち地方債の起債を財源としたものが増加したことにより、こちらについては約11億円増加したという状況である。

続いて、8ページ目に参る。こちらは行政コスト計算書の内容についてであるが、純行政コストとは具体的にどういうものかという、人件費、物件費、あと資産の形成につながらない行政サービスに要したコストから経常収益（経常収益というのは使用料、手数料など受益者の方から徴収したものを）を差し引いた差額で、こちらの純行政コストについては約116億円減少している形になっている。減少の要因であるが、特別定額給付金支給事業に約150億円計上していたが、その分がなくなったことによ

て減少という形になった。

続いて10ページ目が、資金収支の計算書についてである。業務活動収支については、前年度から約9億円増加しているという形になっている。こちらは新型コロナウイルス感染症の影響で業務支出の部分が大きくふえたのだが、逆に国や都の補助金収入がふえたことが要因となっている。あと投資活動の収支が約37億円減少した。こちらはパルテノン多摩や市民活動交流センター等の整備によって公共施設等整備費の支出が大きく増加したためである。

おめくりいただいて、11ページ目以降が、令和3年度の財務書類の分析数値の結果という形になっている。こちらの数値の結果に基づいて最終的にどのような状況だったのかであるが、これに基づく分析の解説を13ページ目に記載させていただいている。こちらをご覧くださいと思いますが、令和3年度の一般会計等の決算でいけば市民1人当たりの資産額が約253.1万円、負債額が約14.9万円で、その差額である純資産は238万2,000円という形になった。こちらは負債に対して資産が約17倍あることから、比較的負債の残高が少ない状況にあるところである。それらも踏まえて、今後実際どのような形で本市の財政状況も含めてという視点でいくと、今後有形固定資産の減価償却率が令和3年度の決算で約60.2%で、前年度は63%だったのでそこは比較的落ちているところもあるが、ただ、今後資産の更新が近づいているという状況から見ると、ほかの団体と比較してもライフライン等ハード面の資産を多く持っているところもあるので、今後当然こういった資産の入れ替え等もいろいろやっていかなければいけないが、将来にわたって市民生活をしっかり支えていくことも考えながら、負担の軽減、そのコストを意識して見直し、あと削減を図りながらも安定的な財政経営に努めていくということで、引き続きそういった視点で分析もしながら財政運営を進めていきたいと考えている。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会7、地方創生臨時交付金の実績報告(令和2年度・令和3

年度)について、市側の説明を求める。

赤松財政課長 それでは、お手元の資料に基づいてご説明をさせていただきたいと思う。

 まず地方創生臨時交付金の実績であるが、これについては本年5月23日に内閣府の地方創生推進室から、各地方団体において新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用した団体については、事業終了後に交付金を活用して実施した事業の実施状況、その効果がどうだったかについて公表するよというお願いの連絡があった。これに基づいて、本市においても公表に向けて実際の準備をこれまで進めてきたところである。

 今回の検証については、通常だと対象事業をどのような形で実施し、例えばどういう財源で行ったか、要は一覧表みたいな形で公表するという形で、ほかの各種団体の公表状況を見ていると結構シンプルな形で公表している団体がほとんどである。本市については、今回事業種別ごとの取り組み内容、予算執行の視点、あと実際効果がどうだったかという3つの視点で分析した内容を追記することで、総合的な視点での公表に向けて準備を進めさせていただいているという状況である。

 それでは、年次ごとの活用状況についてご報告をする。こちらの21分の2のところである。まず令和2年度についてであるが、交付された限度額であるが、総額で約9億9,671万7,000円の交付があった。こちらの対象事業については4つのカテゴリーに分けさせていただき、大きいところでは感染拡大の防止対策、市民の暮らしへの支援、3つ目が地域経済、これ事業者も含めてであるがそういった支援、あと非来庁型の行政サービスの推進、こちらの事業について幅広く活用させていただいたところである。

 それぞれの経費の内訳であるが、こちらはこういった事業に経費として充てさせていただいたかという表になっているが、こちらに記載されている事業にこれだけの交付金を活用させていただいたという形の数字である。

 続いて予算執行の観点というところであるが、令和2年度については、一刻も早く支援を必要としている人たちにとにかくスピーディーに届くよよということ、スピード感を重視した形の予算化を視点を置いて進め

させていただいた。そのため、実際執行率という部分については思わしくない事業も確かに幾つかあったが、こちらについてはやはりスピード感を持ってやった結果であると、財政部門としてはそのような分析をさせていただいているところである。

あと効果としては、感染拡大防止をはじめ当初はどの事業に注力していくか試行錯誤を繰り返しながら取り組みを進めてきたというところもあったので、情勢変化、また実情に応じた支援策を講じることが総合的にはできたのではないかとという形で分析させていただいている。

最終的に、下のそれ以降のページのところに横書きでそれぞれ詳細、どういった事業にどういった財源を充てたのかの最終的な検証結果、これは各所管課ごとに実施した事業内容も含めての検証結果で、総括的な部分の記載という形で書かせていただいている内容のものである。先ほども最初に私が申したように、この表には自治体が大体公表しているパターンがあるが、先ほど前段でご説明させていただいた部分も含めて、総合的にどうだったのかということで今回公表に向けた準備を進めているところである。

今のが令和2年度のご説明であるが、今度令和3年度はどうだったかということで、ページ数でいくと21分の12のところである。

続いて令和3年度であるが、令和3年度については交付額が約3億5,609万1,000円という形で交付された。対象事業は令和2年度と同様感染拡大防止の対策を含め4つの項目の事業に活用させていただいたところである。経費の内訳については、令和2年度同様各カテゴリーごとの項目でこういったことに充当したという数字も記載させていただいた。

あと事業種別ごとの取り組み内容というところである。そこに一応最終的に4つの取り組みも含めたところの部分で、最終的にどういう詳細で活用していったかという記述も書かせていただき、あと予算執行の観点というところでは、令和2年度は若干状況を考慮して、次々と新しい支援をしていくというスタンスで、執行率も含めて若干思わしくなかったところもあったが、これも情勢変化に応じて対応していかなければいけない、スピーディーにスピード感を持ってやっていかなければいけないというところがまず前提としてあったので、スピード感を持って取り組んだことに対し

て一定の効果はあったかというところである。

最終的に、こちら令和3年度もそうであるが、市独自で取り組んだ部分も幾つか事業としてあった。今後もまだコロナ禍が終息していないところがある中では、今回令和2年度・3年度であるが、こういった地方創生臨時交付金を活用しながら、あとは市独自の対応というところも含めて、総合的にある程度活用して、スピーディーに対応してきたのかという形である。一応令和2年度・3年度の状況としてこういう形で取り組んできたというところで、令和4年度も確かにコロナの状況にまだ収束が見えないところがある中では、さらにまた今物価高騰といういろいろな要因が出てきているというところでいけば、やはり引き続き交付金や補助金、あと市の財源も含めて、対策については総合的に効率的に対応ができるような形で引き続き取り組みを進めていきたいと考えている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会8、指定金融機関が行う本庁舎1階公金収納窓口業務の経費負担について、市側の説明を求める。

高階会計管理者 指定金融機関が行う本庁舎1階の公金収納窓口業務の経費負担について、資料に沿って説明をさせていただく。資料は協議会の8である。

まずはスライドの2ページ目、項番の1である。現在本庁舎1階の正面玄関から入って左側にある公金収納窓口において、本市の指定金融機関である三菱UFJ銀行が市税の収納業務等を行っており、常時2名の行員が配置されている状況である。本市ではこれらに対する対価を一切負担しておらず、業務の継続が指定金融機関にとって今大きな負担となっている状況である。そこで、同業務に対する経費負担の見直しを行い、令和5年度から、経費の一部負担を行うことで本庁舎の公金収納窓口業務の運営の安定化を図り、市民の利便性や公金収納業務の効率性を確保するものである。来年度、令和5年度からの予算化を予定しているので、本日は事前に経緯などについて説明をさせていただく。

スライドを進んで項番の2、本庁舎公金収納窓口業務についてである。

掲載している表だが、本庁舎1階に設置している公金収納窓口の概要を記載させていただいている。上から3つ目、収納対象であるが、市・都民税、軽自動車税などの多摩市の公金のみを取り扱っている窓口になり、多摩市以外の税、例えば他市のもの、都税、国税などについては取り扱いの対象外となっているものである。だから、多摩市の公金収納のために設置している窓口ということになる。また、その下の業務内容であるが、記載しているとおり公金収納業務のほかに、公金の支払い業務であったり、本市と銀行支店間の各種取り次ぎなど、公金の出納事務に関連する業務を多く行っている。だから、利用者の利便性の向上だけではなく、本市の出納事務の効率化も図られているところである。収納件数については1日平均で80件ほどあり、単純計算を行うと80件だと年間で1万9,200件の収納対応を行っていることになる。

今回、公金収納窓口業務の経費負担の見直しに至った経緯であるが、次のスライド、項番の3、背景に記載をさせていただいている。指定金融機関制度であるが、昭和39年に導入されたもので、制度の導入当初と比較すると今の銀行等の金融機関が置かれた状況が大きく異なっており、指定金融機関に関する考え方も変化しているところである。表に、当初と現状の比較を記載している。上の当初であるが、制度導入当初では地方公共団体の指定金融機関になることで地域の信用力の向上によって顧客の増加が期待できる、多額の公金を預かることで預金の運用益を獲得できるなどのメリットがあったので、公金収納業務などに要する経費を銀行が自己負担してでも指定金融機関の指定を求めるような状況であった。だが、現状でいくと金利が大幅に低下したことで事務に要するコストに見合った収益が得られないことで業務の継続が大きな負担となっており、経費の負担がなければ継続が難しい状況になっている。こういった状況を含めて、下段のほうに記載しているとおり、令和4年3月に総務省から公金収納手続のデジタル化を進めることと、公金収納等事務の経費負担について適正な経費負担となるように見直すことが示されたところである。

次に、項目の4、公金収納窓口の継続、経費負担についてである。現在、銀行などの多摩市公金収納取扱金融機関の窓口における収納のほかに、ス

スマートフォン決済アプリやコンビニでの収納など今収納方法の多角化が図られているところである。本庁舎1階の窓口での収納件数であるが、こういったもの全体を含めた数の中で占める割合は大きくないが、ただ本庁舎の窓口で相談後に利用されるようなケースも多くあり、例えばスマートフォンの操作が不慣れな方であったり、移動が困難な方なども多く利用されている状況にある。そういった方々にスマホでの納付手続であったり、銀行またはコンビニに行って納付してほしいという案内を行うことは利便性の大幅な低下につながると考えている。だから、この窓口の継続運営は必要なものと考えている。また、先ほど業務概要のところでも説明させていただいたが、行員が常時2名配置されているので、これによって本市の出納事務の効率化が図られているところでもある。よって、以降に記載あるとおり業務に要する経費の一部を負担することで指定金融機関による本庁舎の公金収納窓口の安定した運営を確保するものである。

最後に、本件に関連してであるが、項番の5、指定金融機関関連業務の見直し状況についてである。先ほどの繰り返しになるが、金利低下やマイナス金利制度の導入などによって金融機関が置かれている経営環境は今著しく悪化しており、支店の統合や廃止、事務の見直しなどの経費削減取り組みが進められている状況である。そういった状況においても、指定金融機関に係る手数料の額などについては昭和39年の制度導入当初の設定額が基礎になっており、無料または極めて低い設定の金額となっているところである。下の表であるが、そのような状況を踏まえてこれまでに本市が行った主な見直し内容をまとめたものになっている。平成18年の口座振替手数料、平成20年の他行への振込手数料の引き上げ、直近でいくと令和4年度、本庁舎1階に設置してあるATMの来年3月3日での撤去を予定しているところである。平成29年、令和3年、4年の見直しであるが、指定金融機関に対して費用を負担するものではないが、今実際に指定金融機関が負担している費用の低減・削減を図るために行った見直しである。令和5年度以降であるが、現行の口座振替手数料、他行への振込手数料の金額が通常の場合と比較して非常に低く設定されている状況もあるので、引き続き各種見直しについて指定金融機関と協議を継続していきたいと考

えている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

藤條委員 この経費の一部を負担するということであるが、先方とこちらの負担割合はどうなっているのか。

高階会計管理者 今回「一部」と記載させていただいたのは、費用に係る全部を負担するわけではないという意味で記載させていただいており、銀行も株式会社であるので営利法人になる。ただ、今回は行政インフラとしての役割を果たすということでの必要最低限の経費について協議をさせていただいているところであり、そこで「一部」という表現で記載をさせていただいている。

藤條委員 現状だと、銀行の行員を出していただく部分の人件費等々、メインはこちらが負担をするような認識になってくるのか。あと、向こうの立場に立てば、確かにこうした収納が多角化している中で人を引き揚げたいというのも一定理解はできる。そうした中で、今そうした方々が担っていただいている業務、先ほどのスマートフォンの操作が不慣れな方の案内、市民サービスが低下してしまうおそれがあるという懸念もあるかと思うが、そうしたことは市の職員や別な方が担って代替ができないものなのか、替えが利かない業務なのかというところを改めてお伺いしたいと思う。

高階会計管理者 資料のスライドの2の部分で米印以降にも記載しているが、指定金融機関を指定している理由として、市の職員がやるにおいては専門性の高い業務も含まれていることと、あとは公金等を収納するに当たって専用の機材等の設置が必要になっている。だから、市の職員がそれらを全て行うことは現実的ではないので指定金融機関に指定して業務を行わせているという状況がある。

藤條委員 様々細かいところまで見るとそうした事情があるのだろうと思うが、ずっとこのままの状況というのは、先方からも申し出があったとおりに難しいと思うので、そうした業務を一個一個精査していただきながら現実的な落としどころというか解決策を探っていただきたいと思います。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会 9、単品スライド条項の対応について、市側の説明を求め
る。

櫻田総務契約課長 協議案件の 9 番になる。単品スライド条項の対応についてご説明をさ
せていただく。

まず多摩市においては、物価高騰等の影響によって今までもインフレス
ライド条項や特例措置の適用対象として契約変更を進めてきた。ここでさ
らに建設資材の価格高騰を踏まえ、工事請負契約約款第 2 5 条第 5 項の単
品スライド条項について以下のとおり適用することで契約変更の請求がで
きる措置という形で対応させていただいたので、ご説明をさせていただく。
ちなみに単品スライドとは、特別な要因により工期内の主要な工事材料価
格の著しい変動が生じることによって請負代金が不相当となった場合にお
いて契約変更の請求ができる措置という形になっている。

まず対象の品目になるが、鋼材類、燃料油、その他の資材という形で対
象品目を設けている。

対象の契約案件については、工事請負契約のうち工期末が令和 5 年 1 月
1 日以降のものを対象としている。

契約変更の条件としては、まずその品目ごとの変動額が基準額を超えた
場合にスライド額を算出するという形で対象としている。

2 ページ目に行って、スライド額になるが、スライド額の算出対象とな
った品目の変動額の合計額から対象工事金額全体の金額の 0.5%相当を
控除した額という形で今回スライド額を算出している。

続いて契約変更の時期になるが、工期末から 2 カ月前までに受注者から
請求を受け、工期末までには変更するという流れの対応をさせていただく。
今回、原則は 2 カ月前とするが、周知期間等を考慮させていただいて、緩
和措置として工期内であれば 2 カ月前を過ぎても令和 4 年 1 1 月末までは
請求可能とするという形で現在対応させていただいている。

続いて 6 番目、運用の詳細であるが、今回具体的な運用については東京
都の運用マニュアルを準用するという形で多摩市は行うこととしている。
東京都でも部局によって運用マニュアルが異なるため、本市においては工
事担当所管がどの局の積算基準を準用しているかを確認しながらマニユ

ル対応をさせていただくという形で決定した。個別内容については、都度担当にご相談いただければと思っている。

こちら簡単に説明という形で概念図を設けさせてもらっているが、要は工期末から2カ月以上残してその前にまずは該当するであろうという金額になった場合に受注者が請求するという形になる。市内部で協議を開始し、協議が終了次第、今度は単品スライド額に応じた契約変更の手続に入るという形で、全部の手続が終わってから工期末を迎えるという手順になる。

スケジュールであるが、この次の3ページ目、8番の真ん中あたりに図で入れさせていただいているが、金額に応じて、また予算に応じて手順が都度ふえたりしているのも、どの案件であるかによってこのスケジュール感が変わってくる。1億5,000万円を超える契約は議会の議決を要する案件となるが、そういった場合は右側、予算があれば、予算がなければという形で、予算がないと補正予算を取ってからという形になる。金額に応じた内容によって若干そのスケジュールが変わってくるが、このような形で契約変更の手続まで行い工期末を迎えるというスケジュール感で考えている。

ちなみに、経過として書かせていただいたとおり、11月中旬には外に向けて市公式ホームページ等で公表すると同時に、受注者に対しても、今現在多摩市で受けている令和5年1月1日以降に競争入札によって受注されている受注者様にメール等でこの内容を全体に漏れなく通知させていただきながら対応していくという形で今実施しているところである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて10、令和5年度の多摩市公契約条例における労務報酬下限額等について、市側の説明を求める。

櫻田総務契約課長 協議案件10番になる。令和5年度の多摩市公契約条例における労務報酬下限額等についてご説明をさせていただく。

10月5日に多摩市公契約審議会が開催され、そこで令和5年度から適用される労務報酬下限額が決定され、答申書(その1)ということで多摩

市長宛てに提出された。その内容についてご報告をさせていただく。

令和5年度公契約条例適用に向けた基本的な考え方ということで、審議会の中で基本方針を検討の中で定めさせていただき、令和5年度も令和4年度の考え方をおおむね継続して運用していくという形で方向性を示された。ただ、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済・雇用等への影響等全体の流れを含めて引き続き注視しながら臨機応変に対応していこうという形で答申書の内容にも載っている。令和5年度の当該下限額については、東京都の地域別最低賃金の動向を鑑みつつ、先ほどと同様、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済雇用等の影響も踏まえ、諸般の事情を考え、各業務の労務報酬下限額の増額状況等を考慮して今回設定させていただいている。

具体的なところで言うと、2番目の(1)労務報酬下限額ということで実際の金額等をここに列記させていただいている。答申書の内容についても市公式ホームページで同じように公表しているが、簡単に説明させていただく。まず1番目、工事または製造の請負契約で、こちら熟練労働者、一人親方等というのは、公共工事設計労務単価の90%、これは昨年と同様の内容になる。熟練労働者以外のものについては1,135円という形である。②の業務委託、指定管理等については、各個別のところについてはこちらを参考にご覧願う。全体でも1,109円という形で金額が設定されている。

続いて工事熟練労働者とそれ以外の者の割合を多摩市では定めていて、熟練労働者を80%以上確保して業務の質を確保していこうということで、同様に「80%以上」と明記されている。

続いて今回令和5年度についても令和4年度の対象の案件を全て継続することと、あと新規で契約が発生した場合にはその都度議論をして対象かどうか判断しようということになっている。

続いて別紙になる。別紙については、令和4年度の審議会の内容と開催状況を簡単に書かせていただいている。年が明けた1月上旬に第4回目を設けて、答申書(その2)として議論の内容を踏まえた課題を整理してお示しができるかということで今考えて動いている。

続いて、今回の審議会の中での検討の課題や経過についてここに内容を載せさせてもらっているが、下限額の金額の設定が一番難しく、何回にも分けながら議論を進めていたところである。また、東京都の最低賃金の動向を踏まえた中で、また今回も上がって金額が高額となったので、その金額をどう設定するかというのが一番の議論の課題となったが、ここでようやく課題の整理をしながら、何とか周りの状況も確認しながらの金額設定になったという話である。そのほか、委託・指定管理についても同様な形でここに書かせていただいている。

課題3、今までも議論はさせていただいているところであるが、適用労働者の範囲ということで、多摩市の特徴として60歳以上は適用の対象外という形で今までも進めているところである。それはなぜかということ、同じように適用すると、事業者からすると作業の能率や効率を優先すると若い人でいこうということで60歳以上の人の雇用の機会が減少してしまうのではないかという危惧からそのような形にしているが、しかし、一律に適用除外としなくても、もしかしたら下限額を適用することによって、業種などの内容を考えながら、もしかしたら一律ではなくてもよいのではないかという議論が以前からあるところで、今後も慎重に内容を確認しながら議論を進めていこうということで、この課題の中に入っているような状況である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて11、「新型コロナウイルス感染症対策記録」について、市側の説明を求める。

城所防災安全課長 それでは、協議案件11、「新型コロナウイルス感染症対策記録」について、資料に沿ってご説明をさせていただく。

まず編集方針である。編集方針を立てて、このようなことをやってきた。原案を作って各課に意見照会をし、全庁で作成したというような形で編集をしてきた。対象の期間であるが、令和2年1月から令和4年3月31日なので、令和3年度までが対象となって一区切りさせる。次に、(4)で

あるが、ここが一番大切なところと感じており、後年に同様な事案が発生した場合、対応の参考となるようにこれを作成させていただいた。記載されている内容である。(5)の①から③までであるが、主として市民や全庁を巻き込んで行ったような事業などを中心に記載させていただいている。また、詳細なものについては、(6)にあるように各部で取りまとめた上でいただくようにしている。

公表についてである。基本的に市公式ホームページで公表させていただく。紙の印刷物は、紙削減の観点から作成する予定はない。時期は12月中旬、もう少ししたら、なるべく早くということであるが、第1版を掲載できればと思っているところである。

次に、今後についてである。対策記録であるが、追加事項等が発生した場合は適宜修正を行うとともに、コラム等が掲載できればといったところで今関係所管と調整しているところである。

次に、4番、主な掲載内容である。1番から9番までであるが、代表的なところだけを申すと、例えば1番であると未知のウイルスに対する初動対応ということで、小・中学校の臨時休校などのことを書かせていただいている。次、4番、感染者に対する市の取り組みで、多摩市独自のPCRセンターの設置や自宅療養者の支援などを書かせていただいているところである。次、5番、ワクチン接種対応の経過で、国の接種計画と市の対応、また職員の接種問題等もあるので、そういったことも書かせていただいているところである。また、7番、これまでの市の取り組みで、比較的細かいところであるが、多摩市議会災害対策連絡会のこともここに書いてあるという形になっているところである。さらに、終わりにというところで、今後の危機管理なども一つ書かせていただいで、全体の対策記録としているところである。また、本編だけで40ページから50ページ、そのほかに資料編が付くといったボリューム感となっているところである。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員

1点だけ。こういうことは多摩市独自のものなのか、それとも他市でもこういうことはされるのか。

城所防災安全課長 調べた限り26市で2市だけは出していた。ただ、今回我々がやったように文章を書くような感じは、あっても1市である。2市のうち1市は確実にデータだけを出しているような形で、もう一つはデータと文章がある感じであるが、今回我々、1、編集方針の(3)に書いてあるが、事実を中心に記載ということで文章で書いて、こういうことやったのだというところを書いている。そういったテイストはおそらく多摩市だけかと思う。

池田委員 非常に大事なことだと思っているが、紙の削減ということで冊子にはしないというご説明だったが、だが、残したほうがよいような気がしないでもないが、それは何か閲覧できるようなものにはしないか。

城所防災安全課長 例えば行政資料室といったところには印刷して置かせていただければと思う。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に、12、新型コロナウイルス感染症への取組状況(令和4年11月現在)について、市側の説明を求める。

磯貝市民経済部長 12番から最後16番までが市民経済部の案件となっている。12番については部全体のことであるので私から、あと13番以降については個別の案件となるので担当の課長からご報告をさせていただく。

それでは、早速であるが12番の新型コロナウイルス感染症への取組状況というファイルをお開きいただければと思う。こちらについては、毎定例会ごとに市民経済部でのコロナ対応の取り組みの進捗状況等をご報告させていただいているものである。今回特徴的なものだけに絞ってご報告をさせていただくのでご了承願う。

それでは、早速であるが、ページ2ページ目をお開き願う。2ページ目、一番上段になるが、キャッシュレスの還元事業になる。こちら前回9月のご報告の際にはまさに実施している最中ということで、9月いっぱいまで1日から1か月間、第5弾ということで実施をさせていただいた。後ほど詳細については担当課長からご報告するが、今回第5弾になるわけであるが、回を重ねるごとに利用者がふえてきて、こちらは6月の追加補正で予

算3億円強で計上させていただいたものであるが、結果としては、総還元額としては2億9,700万円ほどプラス事務費になるので、3億円強ということで、予算ぎりぎりということでの状況であった。若干余裕を見たりつもりだったが、結果的には利用が非常に伸びているという状況である。

続いて同じく2ページ目の一番下、5番、出店等促進支援金である。こちらについては、2カ年の事業ということで今年の1月から始まった事業になる。令和3年度についてはまだ始めたばかりだったので2件で、今年度予算を5,000万円ほど計上させていただいていたが、前回9月のご報告の際にちょうど上旬に終わってしまったと、上下、予算額満額になってしまったというようなご報告をさせていただいたが、結果としては、今年度51件、100万に届かなかった事業者さんもあったので、51件ということで予算現額を執行させていただいている。

続いて、ページ3ページ目をごらん願う。こちら下段になるが、多摩市緊急就労支援事業ということでこちらは、昨年度も実施したが、事業者とあと就労を希望する方のマッチング事業になる。前回のときはちょうど第1期目の状況ということでご報告をさせていただいたが、今は第2期目を実施をさせていただいて、2期での参加申込者数としては、40名ということで、そのうち、参加決定されたのが、1期が13名、2期が6名で、トータルで20名ほどを想定していたので、ほぼ見込みどおりの執行になっている状況である。

続いて、ページ4ページにお移り願う。上から2段目の9番、中小企業ビジネスサポート補助金である。こちらはコロナの影響等によって業態転換あるいは販路拡大等の取り組みをする事業者への支援事業で、4月から9月までが申し込み期間となっていた。前回、9月のときには、申込み状況17件というようなご報告をしていたかと思うが、最終的には66件ということで、9月で申し込み自体は終わり、この後年明けにかけて実績の報告を出していただいて、金額はそれから確定していくという状況になっている。

続いて、そのすぐ下の10番、燃料費等高騰対策支援金である。こちらは9月補正で計上させていただいた案件になるが、光熱費の3カ月分のう

ちの30%、上限30万円で支援させていただく案件になる。こちら11月から受け付けを開始させていただいて、現状ではまだ申請受け付けは5件。引き続きの3カ月分になるので、実際には多分年明けに申請が一斉に来るかと考えている。

その下、11番、農産物利用飲食店等支援事業で、こちらは多摩市の農家さんと飲食店さんのマッチング事業で、上限10万円で5分の4を補助するものである。こちら6月の追加補正で計上させていただいたものであるが、事前に登録をしていただいて、後からまとめて領収書分を請求していただくような形になっている。前回8月いっぱいでの登録状況としては7件となっていたが今時点では28件と、件数としては大幅にふえている。そのうち補助金の請求があったものはまだ1件で、こちらについても多分年明けに実際の領収書等を持って請求に来られるものと考えている。

続いて5ページ、6ページのところになるが、その他の取り組みということで、税証明関係のキャッシュレスでの実績を令和2年度から令和4年度まで記載させていただいている。中身としては、特に6ページの上段をご覧くださいと思う。今年度からa u P a y等も使えるようになったことで、もう既にこの10月末時点でトータル9,500件ほど利用がされている。昨年度1年間が7,800件ほどであるので、10月時点で昨年を大幅に上回る状況で、税等の収納の多角化を進めている中ではa u P a y等も入れたことで、さらに進んだものと考えている。

6ページ目の下段になるが、コンビニ等での証明書の交付の関係である。こちらは下に令和元年度から実際に全体の交付に占めるコンビニ交付の割合を記載させていただいているが、見ていただいたとおり、特に住民票、印鑑登録に関しては年々大幅にふえてきており、今回印鑑登録については25.46%、前回9月のときは24.45%だったので1ポイントほど上がっていて、4分の1はコンビニ交付というような状況である。

ページを飛んでいただいて、最後9ページをご覧くださいと思う。こちらは今年度から始めた取り組みで、スマートフォンで口座振替の登録ができるというような案件である。今まで銀行に行って口座振替の手続をしていたものがスマホでできるようになったということで、前回94件だ

ったものが今回107件ということで、思ったより少ないかと思いつつも、一方で、先ほどの収納の多角化でいろいろなキャッシュレス決済等も進んでいる中で、私どもとしては窓口で現金で扱うものをできる限り減らしていきたいという中では、これからもいろいろな収納の多角化の取り組みをさせていただければと考えている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、13、口座振替キャンペーンの効果検証及びキャッシュレス納付の推進に向けて、市側の説明を求める。

渡辺納税課長 13番、口座振替キャンペーンの効果検証およびキャッシュレス納付の推進に向けてということでご報告させていただく。まずこれについては、令和4年の3月議会のときに、このような振替キャンペーンをやらせていただくという形で頭出しをさせていただいたものである。その結果が出た。

今回口座振替キャンペーンの実施結果ということで1番であるが、応募人数が全部で566人で、その中に重複で応募された方がいたのでそれをまず除き、その次は、わかりやすく言うとずっと前から口座振替をやっていたが、キャンペーンだけ見て応募してしまったという形で新規ではなかったような方もおられたので、そういう形で応募要件を満たせない方もさらに除き、結果520名の方が今回当選した形になっている。

これの効果検証として2番、口座振替申込み件数の推移を見ていただければと思う。令和元年度から令和4年度まで同じように4月1日から8月31日の間にそれぞれの年度でどのぐらいの申し込みがあったかを出させていただいているが、令和4年度やらせていただいた結果1,369件の申し込みがあったということで、令和3年度に比べると大幅にふえてきている。あと令和元年度、令和2年度に比べると、コロナ禍の影響前の水準に戻ってきているような形になっている。

3番が各税目で、納税課で把握しているものである。今回介護保険等も対象にはなっているが、納税課の中では、令和元年度から令和4年度の中でいくと固定資産税と軽自動車税、要は物件を持っている方たちの口座振

替が非常に伸びてきている。普通徴収が少し落ちているが、これは先ほどの12番で市民経済部長から説明があったように、いろいろな納付環境を充実させているということで、口座の登録をするぐらいだったらコンビニのほうが24時間よいので楽、残高を気にしないでもよい、あとは今バーコードやQRコードがついているので家でもできてしまうというところもあるのですが、そういう部分では毎年税額が変わっていくようなところに少し影響があったかと思うが、物件が伸びてきているのは非常にありがたいと分析している。

2ページ目へ行って、口座振替キャンペーンの効果については、少し重なるが伸びてきているところは非常にありがたい、特に物件で伸びてきているのは非常にありがたいと見させていただいている。また、よいところだけではなく、もともと千人分の予算をいただいていたのにその半分程度になった理由としてはどうなのかであるが、スマホ決済、督促状でコンビニ納付ができることあり、24時間対応のほかのものもいろいろ出てきたのでそちらを利用されるほうが便利だという人もいたのではないかと、あと3つ目の黒ポチであるが、申し込みの際に間違いがないようにということで全部で7項目ほどL o G oフォームでご入力いただくことをやったのであるが、それが少し面倒に感じられた方もいて途中でおやめになられてしまった方もおられるのではないかと、反省点として分析をしている。

6番の今後のキャッシュレス納付の推進に向けてという表であるが、少し見づらくて恐縮であるが、一番左端の納付方法に口座振替、ペイジー、スマホ決済、窓口納付、コンビニという形でそれぞれの方法を入れてある。下に、四角囲みでキャッシュレス、あと現金となっているが、キャッシュレスは上の項目の口座振替、ペイジー、スマホ決済をまとめたもの、現金は、窓口納付とコンビニでの納付というような形で表記させていただいている。令和元年度から行って令和4年度の上半期までになっているが、キャッシュレス決済が微増、窓口での現金納付が微減になってきているところである。これ5年10年たっているいろいろな世代なども変わってくるとキャッシュレスが伸びてくるのではなかろうかということで、今の段階ではど

ちらかというとそのときの時代にきちんと対応できるように少しずつ拡充していきたいと考えているところである。

あと、先ほど市民経済部長からスマホで口座振替の登録ができるというご説明を12番でさせていただいたが、今は三菱UFJ銀行さんしかできていないが、今後JA東京南とJA町田さんがそこに加わっていただけることになるので、少しずつ金融機関もふえてきている。本当であればメガバンク系をもっと、ゆうちょ銀行も含めてというところであるが、規模が大きいところは対応に時間がかかるようで、今AIRPOST（エアポスト）自体もいろいろ働きかけはしているが、できるところを1行からでもふやしていきたいということで、まずはJAさん2行に入っていただくというような対応が今準備できているところであるので、重ねて報告させていただく。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、14、「多摩センターの将来のビジョンを描く」進捗状況報告について市側の説明を求める。

三浦観光担当課長 14番、「多摩センターの将来のビジョンを描く」その進捗状況のご報告になる。前回9月議会において、7月から開始した企画の実施状況をご報告した。今回はその後の進捗状況についてご報告する。

多摩センター活性化に関する事業については、多摩センター活性化推進会議及び下部組織である担当者会議・部会、ワーキングで検討実施を行っているところである。まちの声を聞くとして「まちづかい」社会実験などを行い、現在まちの声を集めているところである。下にある表になるが、9月10日には多摩センターで「火を囲もう」として、多摩中央公園で実施した。11月12日、土曜日には、パルテノン大通りで今回実施し、約150の方が参加した。火を囲むように木材を座るように配置し、夜のイベントをして楽しむとともに、まちの声を聞く機会とした。11月27日の日曜日には、「ピンボールを囲もう」として、パルテノン大通りで約200の方が参加した。パルテノン大通りの傾斜を利用してサッカーボ

ールやバランスボールなど、障害物をよけながらゴールを目指す催しを実施した。こちらも先ほどの200名ということで、多くの方が参加して大通りの使い方の可能性も確認することができた。

2ページ目になるが、12月9日の金曜日には、高校生の事業の一つとしてパルテノン大通りで高校生のポスターセッション事業を実施し、通行される方に採点していただくような取り組みをさせていただいた。こちらについては、翌10日土曜日にもそちらの報告をするとともに、多摩センター大作戦として今までの声、まちづかいのアイデアの紹介も含めて実施した。現在、人数は集計中であるが、こちらも多くの方に参加いただいたところである。

3番の今後の予定になるが、より多くの声を集め、それらを踏まえ検討するため、ビジョン（仮）については現在庁内で検討中であるが、1月より少し時期をずらして今年度中に作成し、その後検証、ブラッシュアップしていきたいと今考えているところである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて15、「キャッシュレスでGO!GO!多摩」キャンペーン第1弾から第5弾までの実施結果について、市側の説明を求める。

三浦観光担当課長 15番「キャッシュレスでGO!GO!多摩」の第1弾から第5弾までの実施結果についてご報告させていただく。

1番の表の太囲みになるが、第5弾ということで令和4年9月1日の木曜日から9月30日、金曜日まで、大手・中小を対象として付与率20%、1回当たり2,000円、期間内2万円を上限として実施した。

その下の表になるが、このキャンペーン期間の決済額・還元額になる。こちらについては30日間で、総決済額は約15億6,781万円、総還元額は約2億9,696万円、利用者としては5万2,722名となっている。

次のページになる。こちらについては、第4弾については642店舗だったが、今回第5弾では771店舗での決済となった。物価高騰対策とし

てのキャンペーンの効果という部分では、決済額の上位10店舗については、スーパー、飲料品店が6割を占めたということで日用品の物価高騰対策としての効果が表れたと考えている。

3番目の生活者向けキャンペーン周知策の強化については、8月28日から9月30日までの1カ月間、Web広告ということで駅周辺の500メートル圏内に入られた方に、こういった多摩市のキャンペーンをやっているというようなご案内をするWeb広告を行った。期間中に1,000万ほどの広告表示がありクリックが9,000回ということで、他市の規模よりも多くの方のクリックがされたことが確認された。

続いて、3ページになるが、「あんしんスマホ教室」による高齢者向けのデジタル支援で、こちら令和3年7月から令和4年11月まで第3弾、4弾、5弾と実施してきたが、第5弾に合わせて令和4年の8・9・10・11月については45日間、85回、306名の方に参加していただいた。第3弾から5弾までを合わせると99日間、184回、873名の方の参加をいただいた。第5弾になるが、参加者としては80代の方が5割、70代の方が2割、60代の方が2割で、年齢の高めの方にも多く参加していただいたところである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、協議会案件最後になるが、16、特定生産緑地の指定について、市側の説明を求める。

渡辺経済観光課長 それでは、16番、特定生産緑地の指定についてご説明させていただく。こちらについては、14日の生活環境常任委員会でもご説明をさせていただき資料である。こちらについては、課税課、経済観光課、都市計画課の3課合同で行っているものである。

1番目、特定生産緑地の指定についてであるが、生産緑地については、都市計画決定したことを告示した日から起算して30年経過する日以降、所有者がいつでも市町村長に対して買取り申し出ができるようになる。こちらの生産緑地を特定生産緑地に指定することによって10年間延長する

ことができるようになっている。

2番目であるが、市内の生産緑地は、平成4年度から指定を開始したことから、30年後に当たる令和4年度から申込み基準日を迎えてくる。昨年度末から今年度初めに平成5年度指定、平成6年度指定の生産緑地を対象として受け付けをさせていただいた。今回で3年目となっている。

2ページ目をご覧ください。令和4年以降の取り組みとしては、令和4年1月11日から特定生産緑地の指定申請の受け付けを開始し、4月8日まで受け付けをさせていただいた。その後、多摩市の農業委員会で肥培管理等の確認をさせていただき、11月16日に多摩市都市計画審議会で意見聴取をしたものである。

4番目、令和4年度の特定生産緑地の指定について、この間の受け付け結果である。こちら面積ベースであるが、A、申請のあった生産緑地については約0.4ヘクタール、B、今回の指定申請の対象となる生産緑地が約1.0ヘクタール、昨年度までに指定した特定生産緑地が約20.9ヘクタール、生産緑地全体の面積が約24.6ヘクタールとなっている。したがって、今回指定申請の対象となる生産緑地面積に対する今回の申請割合であるが、40%となっている。全生産緑地面積に対する割合が2%となっており、今年度までに申し込み済みの割合で全体で申すと約87%という状況である。

下に参考であるが、申請者数の状況である。今回受け付けの申請者数が3名、対象となった方が6名、全生産緑地の所有者数が116名となっている。こちらはご参考までと思っている。

次ページに移っていただいて、特定生産緑地に指定した生産緑地についてであるが、今回申請のあった生産緑地は、指定要件を確認した結果、全て特定生産緑地に指定した。以降の資料は、特定生産緑地の指定及び解除のリスト、多摩市特定生産緑地指定図、あと多摩市特定生産緑地総括図をつけさせていただいているので、後ほどご確認をお願いする。

今後の予定としては、年明け1月から新たに平成6年度指定と平成7年度指定の生産緑地の指定申請の受け付けを開始する予定である。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。
以上をもって協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 2時22分 再開

渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開く。
委員会を再開する。
以上で本日の日程はすべて終了した。
これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後 2時23分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

総務常任委員長 渡辺 しんじ